

特別支援教育関係資料

平成19年7月12日(木)

広島県特別支援教育基本構想策定委員会

第1回特別支援教育推進専門部会

平成19年度 特別支援教育体制推進事業実施要項（案）

平成19年4月1日
初等中等教育局長決裁予定

1 趣 旨

本事業は、幼稚園から高等学校までの発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援のための支援体制を整備することを目指し、47都道府県に委嘱して実施するものである。また、本事業は、障害のある幼児に対する早期支援の重要性に鑑み、厚生労働省とも協議の上、保育所も本事業の対象としている。

なお、発達障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備に当たっては、発達障害者支援法の趣旨を踏まえ、厚生労働省の「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して実施するものとし、もって、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携した個別の教育支援計画に基づく乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を目指すものとする。

2 事業の委嘱

文部科学省は、事業の実施を都道府県教育委員会に委嘱する。

3 事業の実施

(1) 調査研究運営会議の設置

事業の実施を委嘱された教育委員会は、教育委員会、学校、学識経験者、関係機関等の関係者からなる調査研究運営会議を設置する。

(2) 特別支援連携協議会の設置

事業の実施を委嘱された教育委員会は、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する支援体制の整備を促進するため、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、親の会、NPO等の関係者からなる広域特別支援連携協議会を設置する。また地域レベルでも、関係部局・機関等の関係者からなる特別支援連携協議会を設置する。

(3) 幼稚園、小・中学校及び高等学校等における発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する総合的な支援体制の整備

発達障害のある幼児児童生徒の支援については、文部科学省の協力者会議においてとりまとめられた、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害の定義、判断基準（試案）等を活用して実態の把握に努めるとともに、その他の障害のある幼児児童生徒も含めた支援を行うため、学校内の体制整備及び関係部局や機関の連携協力による地域

の支援体制整備を図るべく、以下の取組を行う。

①推進地域の指定

事業の実施を委嘱された教育委員会は、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への支援体制の整備を全域において行うが、重点的に推進する一定の地域を特別支援教育体制推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。推進地域の範囲については、一の市町村単位又は二以上の市町村が管轄する地域若しくは市町村内の一定地域等、各都道府県の実情に応じて効果的な範囲の設定を可能とする（一つ又は複数の教育事務所が管轄する地域を推進地域として指定することも考えられる）。

②校内委員会の設置

推進地域内のすべての幼稚園、小・中学校及び高等学校等においては、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の実態把握等を行うために、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師、その他必要と思われる者で構成する「校内委員会」を設ける。

③特別支援教育コーディネーターの指名

推進地域内のすべての幼稚園、小・中学校及び高等学校等においては、校内委員会での推進役、専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行う「特別支援教育コーディネーター」を指名する。

④巡回相談の実施

事業の実施を委嘱された教育委員会は、発達障害を含む障害に関する専門的知識・経験を有する者を巡回相談員として委嘱する。巡回相談員は、推進地域内の幼稚園、小・中学校及び高等学校等を定期的に巡回し、当該学校の教員に、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する助言等を行う（これらの幼児児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画が作成される場合には、作成に向けた助言を含む）。

⑤専門家チームの設置

事業の実施を委嘱された教育委員会は、幼稚園、小・中学校及び高等学校等からの申し出に応じて、発達障害を含む障害の有無に係る判断や望ましい教育的対応等を示すため、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等からなる「専門家チーム」を設ける。

⑥個別の指導計画の作成

推進地域内のすべての幼稚園、小・中学校及び高等学校等においては、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した「個別の指導計画」を作成する。

⑦個別の教育支援計画の策定

推進地域内のすべての幼稚園、小・中学校及び高等学校等においては、長期的な

視点に立って発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを的確に把握して、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する「個別の教育支援計画」を策定する。

⑧学生支援員を活用した支援

事業の実施を委嘱された教育委員会は、教員志望の学生等を「学生支援員」として学校へ派遣し、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の支援に当たらせることができる。

なお、学生支援員が、障害のある幼児児童生徒に支援を行うに際しての基礎的な知識を習得するため、必要に応じて、事前に講習会を実施すること。

⑨理解・啓発

事業の実施を委嘱された教育委員会並びに推進地域内の幼稚園、小・中学校及び高等学校等は各地域内において、特別支援教育に対する理解・啓発に努める。

(4) 特別支援学級や通級指導教室の活用

事業の実施を委嘱された教育委員会は、学校教育法や中央教育審議会答申を踏まえ、特別支援教室（仮称）の構想を実現するための先導的な取組を行うこととし、現行制度の中で、特別支援学級及び通級指導教室の担当教員による、通常の学級に在籍し、通級による指導を受けていない発達障害を含む障害のある児童生徒への支援について実践的な研究を進めること。

(5) 特別支援学校における特別支援教育の推進

特別支援学校における特別支援教育を推進するため、以下の取組を行う。

①特別支援教育推進校の指定

事業の実施を委嘱された教育委員会は、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実を目的とした研究を行う特別支援学校を特別支援教育推進校（以下「推進校」という。）として指定する。また、推進校は、併せて、複数の障害種、重複障害にどのように対応していくかなどの研究を行うものとする。

②特別支援学校におけるセンター的機能

推進校として指定された特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域の特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図るため、幼稚園、小・中学校及び高等学校等の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画の策定や個別の指導計画の作成などへの援助を含め、その支援内容・方策や連携協力の在り方等について実践的な研究を行う。その際、上述の答申におけるセンター的機能の記述を参照すること。

③特別支援教育コーディネーターの指名

推進地域内のすべての特別支援学校においては、関係機関や保護者、地域の幼稚園、小・中学校及び高等学校等との連絡調整を行う「特別支援教育コーディネーター

一」を指名する。

④個別の指導計画の作成

推進地域内のすべての特別支援学校においては、障害のある幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の「個別の教育支援計画」等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した「個別の指導計画」を作成する。

⑤個別の教育支援計画の策定

推進地域内のすべての特別支援学校においては、長期的な視点に立って障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを的確に把握して、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うことができるよう、教育的支援の目標や内容、役割等に関する「個別の教育支援計画」を策定し、その充実のために、適宜の評価を踏まえた計画の見直しなどにも適切に取り組むこと。

(6) 特別支援教育コーディネーターの養成研修

事業の実施を委嘱された教育委員会は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において示した「特別支援教育コーディネーター養成研修モデルプログラム」等を踏まえ、地域の実情に応じた特別支援教育コーディネーターの養成研修プログラムの具体的内容について、調査研究運営会議で検討を行い、その養成研修を実施する。

(7) 一般教員の特別支援教育に関する研修

事業の実施を委嘱された教育委員会は、地域の実情に応じた一般教員の特別支援教育に関する研修プログラムの具体的内容について、調査研究運営会議で検討を行い、その研修を実施する。

なお、研修の実施に際しては、国・私立学校関係者も受講できるようにすることが望ましい。

(8) 関連事業との連携

① 本事業の実施に当たっては、厚生労働省の実施する「発達障害者支援体制整備事業」と連携協働して行うこととし、特に、以下の点について配慮すること。

ア 調査研究運営会議の設置（3（1））に当たっては、当該事業の担当部局の参画を得るなど効果的な連携を図ること。

イ 特別支援連携協議会の設置（3（2））に当たっては、当該事業における「発達障害者支援体制整備検討委員会」と密接な連携を図ること。

ウ 推進地域の指定（3（3）①）に当たっては、当該事業における指定地域（障害保健福祉圏域等）との関係も検討すること。

② 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の実施する「共生社会を目指した障害者理解の推進（特別支援教育研究協力校）」「発達障害早期総合モデル事業」「高等学校における発達障害支援モデル事業」の指定を受けている教育委員会においては、

本事業との連携・協力について検討すること。

- ③ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課の実施する「幼稚園における障害のある幼児の受け入れや指導に関する調査研究」や「幼児教育支援センター事業」の指定を受けている都道府県教育委員会においては、本事業との連携・協力について検討すること。
- ④ 中学校、高等学校及び特別支援学校等においては、発達障害を含む障害のある生徒の就職の支援に関してハローワーク等との連携に特に留意願いたいこと。
- ⑤ 障害のある子どもに対する早期支援の重要性に鑑み、上記関連事業関係部局と調整の上、保育所も本事業の対象にすることができることに配慮すること。

4 委嘱期間

事業の委嘱期間は、平成19年度とする。

5 事業報告等

教育委員会は、事業の終了後速やかに事業報告書を作成し、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長あて提出するものとする。

6 連絡協議会の開催

文部科学省は、事業の推進に資するため、教育委員会の担当者等による連絡協議会を開催する。

7 経費

文部科学省は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費を支出する。

8 実態調査

文部科学省は、必要に応じ、本事業の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行う。

9 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、下記の法令、通知等の内容にも十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

- ・ 「発達障害者支援法」(平成16年12月10日法律167号)
- ・ 文部科学省関係局長連名通知「発達障害のある児童生徒等への支援について(通知)」(平成17年4月1日付け17文科初第211号)
- ・ 「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」(平成17年12月8日中央教育審議会答申)
- ・ 「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」(平成18年3月31日付け17文科初第1177号)

- ・ 「特別支援教育の推進のための学校教育法等の一部改正について（通知）」（平成18年7月18日付け18文科初第446号）

- (2) 発達障害のあるの児童生徒への教育支援体制については、本事業等を通して、文部科学省では、平成19年度までに小・中学校における体制の整備を目指しており、本年度の整備には、幼稚園及び高等学校等の体制整備や内容の充実も含め、特段のご尽力を願いたいこと。
- (3) 本事業の委嘱は、都道府県教育委員会に対して行うものであり、政令指定都市教育委員会に対しては文部科学省から直接委嘱を行わないため、域内に政令指定都市が含まれる都道府県においては、推進地域の指定に当たって、政令指定都市の全部又は一部を指定することも検討すること。

1 高等学校における特別支援教育の推進について

(1) LD等の専門家巡回相談事業実施状況

年度	18年度	19年度
学校数	4 (1)	11 (2)
回数	13 (1)	24 (-)

※ ()内は市立高校の状況で内数。「回数」は述べ回数。19年度の回数は実施予定回数であり、市立高等学校は未定。

指定校 11校

県立 9校	音戸, 佐伯, 向原, 白木, 賀茂北, 河内, 安西, 廿日市西, 安芸南
市立 2校	尾道南, 福山

(2) ヒアリング実施状況 (平成19年6月15日現在 全87校)

事項	学校数 (%)
発達障害のある生徒がいる	50 (57.5%)
校内委員会等の組織がある	38 (45.2%)
校内研修の実施予定がある	25 (28.7%)

※ 「発達障害のある生徒」は、医師の診断はないが、校長が発達障害の在る生徒ではないかと判断した者を含む。

2 国委嘱事業, 県事業による巡回相談実施状況 (平成18年度)

市町又は県立高等学校	特別支援教育体制推進事業	LD等の専門家巡回相談事業	計
広島市	12	—	12
22市町	73	250	323
県立高等学校	—	12	12
合計	85	262	347

3 LD等の専門家巡回相談事業実施状況 (平成18年度)

(1) 校種別実施状況 (平成19年3月31日現在, 広島市は除く)

校種	学校数 (校)	指定校数 (校)	実施校数 (校)	実施率 (%)	実施回数 (回)
幼稚園	79	51	2	3.9	4
小学校	436	436	142	32.6	197
中学校	186	186	38	20.4	48
市立高等学校	3	1	1	100.0	1
県立高等学校	92	3	3	100.0	12
合計	796	677	186	22.3	262

※ 実施率は指定校における実施校数の割合, 県立高等学校の学校数は分校を1校とした数。

(2) 巡回相談員別実施状況 (平成19年3月31日現在, 広島市は除く)

巡回相談員の職種	巡回相談員数 (人)	実施回数 (回)	一人当たりの実施回数 (回)
大学教員	11	110	10.0
医師	3	15	5.0
福祉関係者	4	43	10.8
教育関係者	6	94	15.7
合計	24	262	10.9

(3) 巡回相談の目的 (平成19年3月31日現在, 広島市は除く)

方法	内容	実施回数 (回)	計 (回)
校内研修	発達障害等に関する基礎	105	236
	校内体制の構築又は校内委員会の進め方	34	
	個別の指導計画の作成, 個別の教育支援計画の策定	46	
	その他	51	
個別相談	担任や支援チームとの個別相談	94	248
	参観による幼児児童生徒個々への対応の助言	137	
	その他	17	
その他		8	8

平成19年度 特別支援教育コーディネーター養成研修会 実施要項

1 目的

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対する理解を深め、支援の在り方についての基礎的な知識を身に付けるとともに、校内支援体制の構築を図り、特別支援教育を推進していく特別支援教育コーディネーターとしての資質向上を図る。

2 主催 広島県教育委員会

3 対象

- ① 小学校及び中学校の新任の特別支援教育コーディネーター、又は過去に本研修未受講の特別支援教育コーディネーター
- ② 特別支援学校の新任の特別支援教育コーディネーター
- ③ 国委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」で体制整備に取り組んでいる幼稚園、高等学校の新任の特別支援教育コーディネーター

4 期日、会場等

(1) 第1回

地域	広島	呉・賀茂	尾三	福山	芸北	備北
定員	14名	61名	55名	15名	20名	32名
期日	5月21日(月)		5月22日(火)		5月17日(木)	
会場	広島市中央公民館 ホール		三原市市民福祉会館 大会議室		広島県立歴史民俗資料館 研修室	
	広島市中区西白島町24-36 TEL(082)221-5943		三原市城町一丁目18-1 TEL(0848)63-4077		三次市小田幸町122 TEL(0824)66-2881	

(2) 第2回

地域	広島	呉・賀茂	尾三	福山	芸北	備北
期日	8月1日(水)		7月31日(火)		8月2日(木)	
会場	広島市中央公民館 ホール		福山地域事務所 第1庁舎4階141会議室		広島県立歴史民俗資料館 研修室	
	広島市中区西白島町24-36 TEL(082)221-5943		福山市三吉町一丁目1-1 TEL(084)921-1311		三次市小田幸町122 TEL(0824)66-2881	

(3) 第3回

地域	広島	呉・賀茂	尾三	福山	芸北	備北
期日	8月29日(水)		8月24日(金)		8月30日(木)	
会場	広島市中央公民館 ホール		三原市市民福祉会館 大会議室		広島県立歴史民俗資料館 研修室	
	広島市中区西白島町24-36 TEL(082)221-5943		三原市城町一丁目18-1 TEL(0848)63-4077		三次市小田幸町122 TEL(0824)66-2881	

5 日程，研修内容等

(1) 第1回

9:10 9:40 9:50 11:00 11:10 12:00 13:00 14:10 14:20 16:20 16:30

受 付	開 会 行 事	講義 1 「特別支援教育コー ディネーター概論」 広島大学大学院教育学研究科 教授 落合 俊郎 (5/17・5/22) 教授 木船 憲幸 (5/21)	休 憩	講義 2 「校内体制の構 築」 広島県教育委員会 特別支援教育室 指導主事 竹野 政彦	休 憩	実践報告 「コーディネーシ ョンの実際」 ※ 調整中	休 憩	研究協議 「校内支援体制の 構築の現状と課題 について」	閉 会 行 事

(2) 第2回

9:10 9:40 9:50 12:00 13:00 14:10 14:20 16:25 16:30

受 付	開 会 行 事	講義 1 「発達障害の理解と指導」 山口大学教育学部 准教授 松岡 勝彦	休 憩	実践報告 「発達障害のある 児童生徒への指導 の実際」 広島市立袋町小学校 教諭 堀川 淳子	休 憩	研究協議 「発達障害の児童 生徒等への指導に ついて」	閉 会 行 事

(3) 第3回

9:10 9:40 9:50 11:00 11:10 12:00 13:00 14:50 15:00 16:25 16:30

受 付	開 会 行 事	講義 1 「広島県発達障害者 支援センターとの連 携」 広島県発達障害者支援センター センター長 西村 浩二	休 憩	講義 2 「特別支援学校 のセンター的機 能」 広島県立教育センター 指導主事 松友 智子	休 憩	講義 3・演習 「教育相談の進め方」 スクールカウンセラー 玉木 健弘 (8/24) 志田原 暢子 (8/29) 藤沢 真智 (8/30)	休 憩	研究協議 「連携の在り 方について」	閉 会 行 事

6 その他

- (1) 受講者は3回をとおして受講すること。
- (2) 原則として，学校の所在地による地域分けに従い受講するものとする。やむを得ず他会場での受講を希望する場合，
 - 幼稚園，小・中学校の受講者は，校長から市町教育委員会を通じて各教育事務所に相談すること。
 - 県立学校の受講者は，校長から特別支援教育室に相談すること。
- (3) 広島市中央公民館，三原市市民福祉会館には，駐車場が数台分しかないので留意すること。
- (4) やむを得ず遅刻等になる場合，
 - 幼稚園，小・中学校の受講者は，速やかに校長から市町教育委員会を通じて各教育事務所に連絡すること。
 - 県立学校の受講者は，速やかに校長を通じて特別支援教育室に連絡すること。

平成19年度 特別支援教育コーディネーターフォローアップ研修会 実施要項

1 目的

特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒に対する支援の在り方についての実践的な知識を身に付けるとともに、校内支援体制の中核を担う特別支援教育コーディネーターとしての資質向上を図る。

2 主催 広島県教育委員会

3 対象

- ① 小学校，中学校，高等学校及び幼稚園で特別支援教育コーディネーターとして指名されて2年目以降となる者（前任校で経験のある者を含む）のうち，過去に特別支援教育コーディネーター養成研修を受講済み，かつ，本研修未受講の者
- ② 特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとして指名されて2年目以降となる者（前任校で経験のある者を含む）のうち，過去に特別支援教育コーディネーター養成研修を受講済みの者

4 期日，会場等

地域	広島	呉・賀茂	尾三	福山	芸北	備北
定員	15名	72名	59名	14名	25名	34名
期日	8月10日（金）		8月9日（木）		8月8日（水）	
会場	広島市中央公民館 ホール		福山地域事務所 第1庁舎4階141会議室		広島県立歴史民俗資料館 研修室	
	広島市中区西白島町24-36 TEL (082) 221-5943		福山市三吉町一丁目1-1 TEL (084) 921-1311		三次市小田幸町122 TEL (0824) 66-2881	

5 日程，研修内容等

9:10	9:40	9:50	12:00	13:00	14:10	14:20	16:25	16:30
受 開 会 行 事 付	講義1 「幼児児童生徒の学び方を知る アセスメント」 京都教育大学発達障害学科 准教授 佐藤 克敏	休 憩	実践報告 「指導に活かすアセス メントの実際」 熊野町立熊野第四小学校 教諭 村田 清子	休 憩	研究協議 「指導に活かす アセスメントの 在り方につい て」	閉 会 行 事		

6 その他

- (1) 原則として，学校の所在地による地域分けに従い受講するものとする。やむを得ず他会場での受講を希望する場合，
 - 幼稚園，小・中学校の受講者は，校長から市町教育委員会を通じて各教育事務所に相談すること。
 - 県立学校の受講者は，校長から特別支援教育室に相談すること。
- (2) 広島市中央公民館には，駐車場が数台分しかないので留意すること。
- (3) やむを得ず遅刻等になる場合，
 - 幼稚園，小・中学校の受講者は，速やかに校長から市町教育委員会を通じて各教育事務所に連絡すること。
 - 県立学校の受講者は，速やかに校長を通じて特別支援教育室に連絡すること。

平成19年度特別支援学校のセンター的機能の研究 実施要項

1 趣旨

平成19年度特別支援教育体制推進事業実施要項に基づき、特別支援学校が、教員の専門性や施設・設備を生かした地域の特別支援教育のセンター的機能を有効に発揮するため、教育相談体制の整備や小・中学校等に対する支援の内容・方法について実践的な研究を行う。

2 研究の方法

- (1) 広島県教育委員会は、広島中央特別支援学校、広島南特別支援学校、広島特別支援学校、呉特別支援学校及び広島北特別支援学校を特別支援教育推進校として指定する。
- (2) 実施期間は1か年以内とする。

3 研究の内容

- (1) 校内体制の整備の在り方
 - ア センター的機能を発揮する部署の在り方
 - イ 教育相談主任の役割及び機能化の在り方
- (2) センター的機能の在り方
 - ア 小・中学校等の教員への支援機能
 - イ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
 - ウ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
 - エ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
 - オ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
 - カ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

4 研究の運営

- (1) 特別支援教育推進校は、障害のある幼児児童生徒、その保護者及び小・中学校等の教員等に対する相談支援を行う体制を整備し、教員の専門性や施設設備を生かした地域の特別支援教育のセンター的機能の発揮に努める。
- (2) 広島県教育委員会は、特別支援教育推進校との連携を密にするとともに、特別支援教育推進校による連絡協議会を開催し、研究の効果的な推進を図る。

5 研究の報告

特別支援教育推進校は、平成19年度特別支援教育体制推進事業について広島県教育委員会が定める当事業の実施計画書及び実施報告書を広島県教育委員会に提出するものとする。

6 その他

広島県教育委員会は、必要に応じ、本研究の実施状況について実態調査を行う。

平成19年度LD等の専門家巡回相談事業 実施要項

1 趣旨

県教育委員会は、LD、ADHD、高機能自閉症等（以下、「LD等」という。）の専門家による幼稚園、小学校、中学校及び高等学校（以下、「学校」という。）への巡回相談（以下、「県巡回相談」という。）を実施し、市町教育委員会による自主的な巡回相談体制の構築を支援するとともに、学校におけるLD等の幼児児童生徒への支援の充実に資する。

2 実施期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日までとする。

3 実施計画の作成

本事業による支援を希望する市町教育委員会は、平成18年度から平成20年度までの3年以内に自主的な巡回相談体制を構築するものとし、「LD等の専門家巡回相談事業 実施計画書（別紙様式1）」を作成して、県教育委員会に提出する。

4 実施方法

(1) 巡回相談員の委嘱

県教育委員会は、LD等の専門家を巡回相談員に委嘱する。

(2) 巡回相談の実施

ア 県教育委員会は、市町教育委員会による巡回相談の実施を支援するため、予算の範囲内で県巡回相談を実施する。

イ 県教育委員会は、県立学校に対して、予算の範囲内で県巡回相談を実施する。

(3) 巡回相談の内容

巡回相談員は、LD等の幼児児童生徒への取組みを支援するため、学校の要請に応じて当該学校を訪問し、主に次の内容に関する助言等を行うとともに、当該学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の向上を図る。

ア LD等の幼児児童生徒の実態把握

イ LD等の幼児児童生徒の指導内容・方法

ウ LD等の幼児児童生徒への支援体制の構築

エ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

5 実施手続き

県巡回相談の実施手続きは、別に定める。

6 実施報告

県巡回相談を実施した学校を所管している市町教育委員会は、「LD等の専門家巡回相談事業 実施報告書（別紙様式2、別紙様式3）」を作成し、県教育委員会に提出する。

7 経費

県教育委員会は、予算の範囲内で本事業の実施に要する経費を支出する。

8 その他

本事業に係る庶務は、県教育委員会事務局教育部特別支援教育室が行う。また、この要項に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は県教育委員会教育長が別に定める。

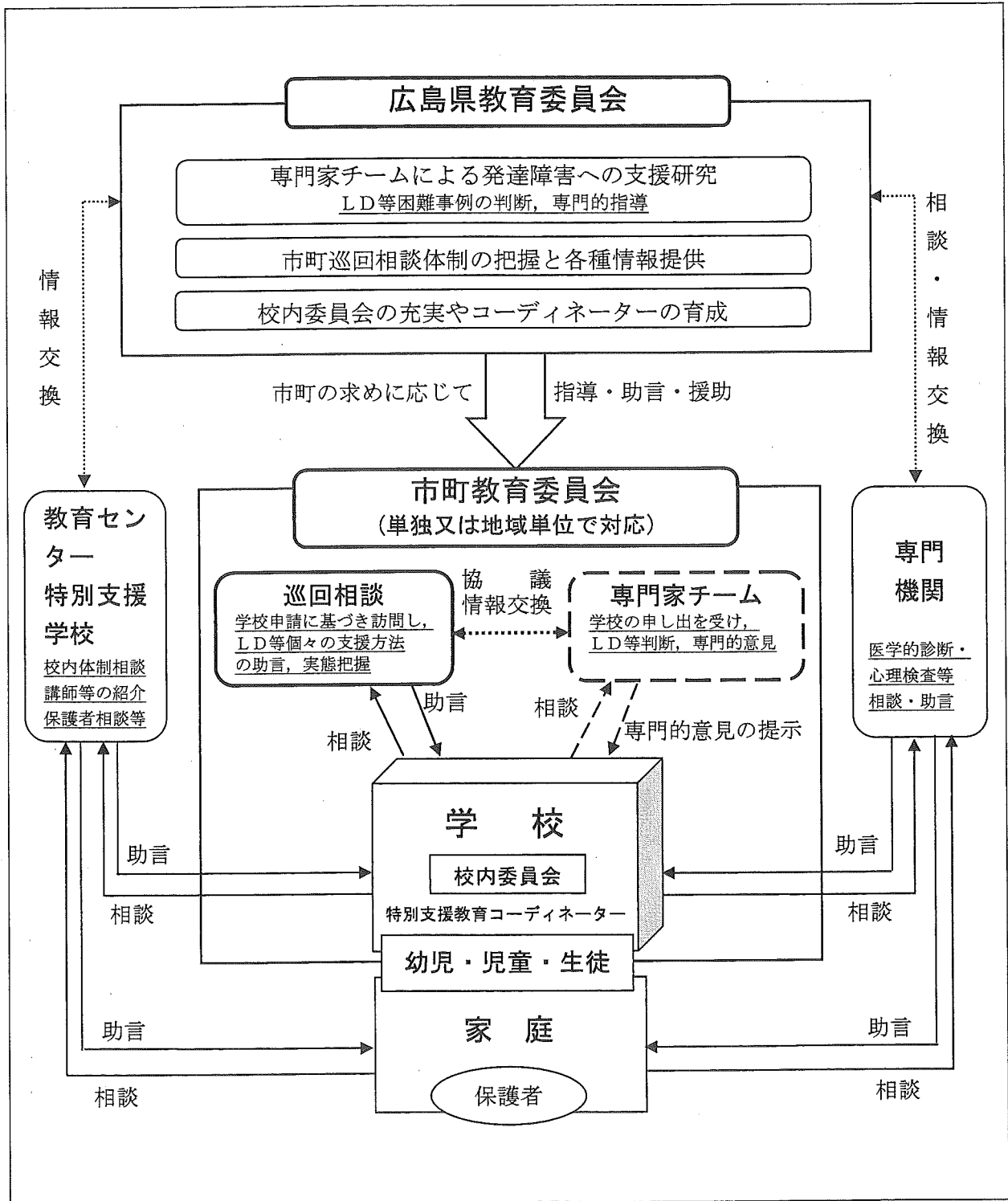
附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

平成19年度 LD等の専門家巡回相談事業 巡回相談員

	教育事務所	氏名	職名	所属
1	広島	木村 敦子	教授	広島文教女子大学人間科学部 人間福祉学科
2	広島	幸木 明德	准教授	広島文教女子大学人間科学部 人間福祉学科
3	広島	財満 義輝	教授	広島修道大学人間環境学部
4	広島	大澤 多美子	発達支援 部長	広島市こども療育センター
5	広島	河村理英子	小児科 技監	広島市こども療育センター
6	広島	湊崎 和範	小児科 医師	国立病院機構 広島西医療センター小児科
7	呉・賀茂	落合 俊郎	教授	国立大学法人広島大学 大学院教育学研究科
8	呉・賀茂	木舩 憲幸	教授	国立大学法人広島大学 大学院教育学研究科
9	呉・賀茂	七木田 敦	教授	国立大学法人広島大学 大学院教育学研究科
10	呉・賀茂	若松 昭彦	准教授	国立大学法人広島大学 大学院教育学研究科
11	呉・賀茂	海塚 敏郎	教授	広島国際大学心理科学部 臨床心理学科
13	呉・賀茂	岩崎 學	園長	広島県立障害者療育支援セン ター わかば療育園
12	呉・賀茂	河野 政樹	副園長	広島県立障害者療育支援セン ター わかば療育園
14	呉・賀茂	洲濱 裕典	小児科 医師	広島県立障害者療育支援セン ター わかば療育園
15	呉・賀茂	井上 房美	臨床心理 士	広島県立障害者療育支援セン ター わかば療育園
16	呉・賀茂	安藤 公二	総合相談課 課長補佐	広島県立障害者リハビリテー ションセンター(7月から東広島 市相談支援事業へ出向予定)
17	呉・賀茂	西村 浩二	センター長	広島県発達障害者支援センター
18	呉・賀茂	齋藤 美由紀	主任指導 主事	広島県立教育センター
19	呉・賀茂	玉木 昌裕	指導主事	広島県立教育センター
20	呉・賀茂	久保 真喜子	指導主事	広島県立教育センター
21	呉・賀茂	松友 智子	指導主事	広島県立教育センター
22	呉・賀茂	矢野 清美	教諭	広島県立呉特別支援学校
23	尾三	土田 玲子	教授	県立広島大学保健福祉学部 作業療法学科
24	尾三	細羽 竜也	講師	県立広島大学保健福祉学部 人間福祉学科
25	尾三	伊藤 信寿	助手	県立広島大学保健福祉学部 作業療法学科
26	尾三	西村 いづみ	助手	県立広島大学保健福祉学部 人間福祉学科
27	尾三	引野 里絵	助手	県立広島大学保健福祉学部 作業療法学科
28	尾三 福山	梶山 理恵	相談員	広島県発達障害者支援センター

平成21年度 広島県 特別支援教育体制（案）



中国・四国9県における幼稚園・高等学校の支援体制の整備状況等

1 高等学校におけるLD, ADHD, 高機能自閉症等のある生徒への教育支援体制整備状況

内容	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県
校内委員会の設置 (%)	25.0	33.3	31.2	9.7	42.7	100.0	14.3	10.9	26.2
特別支援教育コーディネーターの指名 (%)	37.5	19.0	9.1	7.5	61.3	100.0	0.0	7.8	19.0

※ 文部科学省による調査結果（平成18年9月1日現在）

2 幼稚園・高等学校における特別支援教育支援体制の取組み状況

県市名	県による事業	事業概要	事業費 (千円)
鳥取県	実施していない	—	—
島根県	実施していない	—	—
岡山県	実施していない	—	—
広島県	LD等の専門家巡回相談事業	全ての小・中学校, 幼稚園51園及び高等学校4校を指定し, 大学教授や医師等, LD等の専門家24名が学校の要請によって訪問し, 発達障害の幼児児童生徒に対する支援方法の助言及び校内の支援体制の構築に係る助言・指導を実施。	2,986
山口県	実施していない	—	—
徳島県	特別支援教育推進プラン	全ての公立幼稚園及び公立高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施。新担当者は年5回, 経験者は年2回。また, 幼稚園及び高等学校の要請に応じて, 小・中学校教員7名の特別支援教育巡回相談員が教育相談等の支援を実施。	1,347
香川県	実施していない	—	—
愛媛県	実施していない	—	—
高知県	特別支援教育プロジェクト事業	全ての市町村及び公立高等学校を対象に, 国委嘱事業「特別支援教育体制推進事業」と合わせて実施。広域ネットワーク事業(広域特別支援連携協議会・特別支援連携協議会の設置・開催, 専門家チーム・学校支援チームの設置, 巡回相談の実施), 特別支援教育学校コーディネーター研修, 特別支援教育地域コーディネーターの養成, 理解啓発(冊子の作成, セミナーの開催等)	2,970

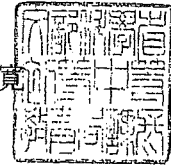
※ 平成19年度第1回中国・四国指導事務主管課長会議資料から抜粋して作成



18初特支第21号
平成19年3月2日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長 殿
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
瀧本



平成18年度幼稚園、小学校、中学校、高等学校等におけるLD、ADHD、高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査結果について（通知）

このたび、貴教育委員会に御協力いただいた標記調査について、別紙のとおり調査結果を取りまとめましたので送付します。

小・中学校の調査結果については、全ての項目で昨年度の実施率を上回っており、項目によってはさらなる充実が求められますが、概ね、各地域や学校における教育支援体制の整備が着実に進められているものと考えられます。

また、今回初めて調査を行った幼稚園及び高等学校については、全般的に小・中学校に比べて体制整備が遅れており、地域による取組の差が大きい状況です。

さらに、新たな調査項目である特別支援教育に関する教員の研修状況についても、全体として約4割であり、一層の推進が必要です。

文部科学省では、各都道府県に委嘱して実施している「特別支援教育体制推進事業」等の関連施策を通じ、平成19年度までに、全ての小・中学校において、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め障害のある特別な支援を必要とする児童生徒への教育支援体制が整備されることを目指しているところです。

貴教育委員会におかれては、今回の調査結果を参考として、幼稚園及び高等学校の校内体制の確立を進めるなど、学校における特別支援教育体制のさらなる整備に努めていただきますようお願いいたします。

本件問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課振興係

担当：吉原・小倉

〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1

電話：03-5253-4111（内線：3192）

FAX：03-6734-3737

e-mail: tokubetu@mext.go.jp

(別紙)

平成18年度幼稚園，小学校，中学校，高等学校等におけるLD，ADHD，高機能自閉症等のある幼児児童生徒への教育支援体制整備状況調査結果について

1. 調査結果の概要

(1) 小・中学校については，昨年度と比較できる全ての調査項目で前を上回っており，全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

(2) また，小・中学校については，「校内委員会の設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」は，9割以上で，「実態把握」は，約8割の学校で実施されている。「巡回相談員の活用」は，約5～6割，「個別の指導計画の作成」は約3～4割，「個別の教育支援計画の作成」は，約2割で実施されている。

これらの学校には，LD等のある子どもたちがおり，実際に個別の対策が行われていることがわかる。

(3) 今年度新たに調査した，幼稚園・高等学校については，小・中学校と比較すると，全体として体制整備が遅れており，地域による取組の差が大きく，さらなる体制整備が必要である。

(4) 今年度新たに調査項目に追加した教員の「特別支援教育に関する研修状況」については，全体で約4割の実施率である。実施率の高い順に，幼稚園（約6割），小学校（約5割），中学校（約4割），高等学校（約1割）となっており，一層の推進が必要である。

(注1) 今回調査した幼稚園～高等学校は，いずれも公立校である。

(注2) 調査項目のうち，④～⑦については，該当者がいない場合などもあり，一概に100%を目指さなければならないものではない。

2. 全体集計表(調査基準日:平成18年9月1日)

(%)

調査項目		幼稚園			小学校			中学校			高等学校			全体			
		H18	(H17)	(H16)	H18	(H17)	(H16)	H18	(H17)	(H16)	H18	(H17)	(H16)	H18	(H17)	(H16)	
1)	校内委員会の設置	設置済	32.7	—	—	96.3	(89.4)	(77.4)	94.7	(84.3)	(69.2)	25.2	—	—	81.0	(87.8)	(74.8)
		設置予定	6.1	—	—	1.5	(3.4)	(4.8)	2.2	(5.0)	(5.8)	2.6	—	—	2.3	(3.9)	(5.1)
		合計	38.8	—	—	97.7	(92.8)	(82.2)	96.9	(89.3)	(75.0)	27.8	—	—	83.3	(91.7)	(80.0)
2)	LD・ADHD・高機能自閉症等についての実態把握の実施	実施済	62.2	—	—	86.8	(76.0)	(63.5)	76.5	(63.7)	(52.6)	29.4	—	—	75.6	(72.2)	(60.1)
		実施予定	5.8	—	—	6.5	(11.2)	(12.3)	11.0	(14.4)	(13.6)	4.5	—	—	7.3	(12.2)	(12.7)
		合計	68.0	—	—	93.3	(87.2)	(75.8)	87.6	(78.1)	(66.2)	34.0	—	—	82.9	(84.4)	(72.8)
3)	特別支援教育コーディネーターの指名	指名済	29.4	—	—	93.3	(79.1)	(50.6)	90.9	(75.3)	(46.4)	18.5	—	—	77.4	(77.9)	(49.3)
		指名予定	5.6	—	—	2.8	(5.5)	(8.9)	3.9	(6.6)	(8.8)	2.3	—	—	3.4	(5.9)	(8.8)
		合計	35.0	—	—	96.1	(84.7)	(59.5)	94.8	(81.8)	(55.2)	20.9	—	—	80.8	(83.8)	(58.1)
4)	個別の指導計画の作成	作成済	18.0	—	—	42.3	(31.6)	(20.0)	30.2	(22.9)	(14.8)	3.6	—	—	32.5	(28.9)	(18.4)
		作成予定	7.7	—	—	20.0	(24.2)	(18.7)	19.0	(22.4)	(15.8)	3.6	—	—	16.6	(23.7)	(17.8)
		合計	25.7	—	—	62.3	(55.8)	(38.6)	49.1	(45.4)	(30.6)	7.2	—	—	49.1	(52.6)	(36.1)
5)	個別の教育支援計画の作成	作成済	10.5	—	—	20.9	(14.3)	(9.1)	17.6	(11.5)	(7.8)	3.2	—	—	17.1	(13.4)	(8.7)
		作成予定	7.1	—	—	20.4	(22.9)	(15.1)	18.1	(20.6)	(13.4)	2.8	—	—	16.4	(22.2)	(14.6)
		合計	17.5	—	—	41.3	(37.2)	(24.2)	35.7	(32.0)	(21.2)	6.0	—	—	33.5	(35.6)	(23.3)
6)	巡回相談員の活用	活用済	60.4	—	—	66.0	(56.4)	(48.3)	49.8	(40.5)	(32.7)	19.7	—	—	56.8	(51.4)	(43.5)
		活用予定	4.8	—	—	6.6	(8.6)	(7.8)	7.8	(9.7)	(7.8)	3.0	—	—	6.3	(9.0)	(7.8)
		合計	65.2	—	—	72.6	(65.0)	(56.1)	57.6	(50.2)	(40.5)	22.6	—	—	63.2	(60.4)	(51.2)
7)	専門家チームの活用	活用済	35.6	—	—	33.4	(24.9)	(19.9)	25.1	(17.4)	(13.0)	8.7	—	—	29.2	(22.6)	(17.8)
		活用予定	4.1	—	—	5.9	(9.3)	(7.7)	6.1	(8.9)	(6.6)	2.1	—	—	5.4	(9.2)	(7.4)
		合計	39.7	—	—	39.3	(34.2)	(27.6)	31.2	(26.3)	(19.6)	10.8	—	—	34.6	(31.8)	(25.1)
8)	特別支援教育に関する教員研修の受講状況	受講済	56.3	—	—	50.3	—	—	36.3	—	—	14.7	—	—	38.9	—	—
		行政研修受講済	47.4	—	—	28.5	—	—	18.9	—	—	6.0	—	—	21.5	—	—

※学校はいずれも公立校である。

※「済」は平成18年9月1日現在で既に実施している学校の割合、「予定」は平成18年度末までに実施する予定がある学校の割合を示す。

※「8)特別支援教育に関する教員研修の受講状況」のうち、「行政研修受講済」については、「受講済」の内数である。

※「8)特別支援教育に関する教員研修の受講状況」については、平成15年4月1日～平成18年9月1日の間に研修を受講した教員の割合を示す。

※「—」は、「データなし」を示す。

※各項目の詳細は、「(参考)調査項目について」を参照のこと。

3. 調査概要

(1)調査基準日 平成18年9月1日

(2)調査対象

全ての公立幼稚園・小学校・中学校（分校を含む）・高等学校及び中等教育学校（学校基本調査対象）を対象として実施。ただし、休校中の学校は除く。
なお、中等教育学校の前期課程は中学校に、後期課程は高等学校に含めた。

(3)調査項目

- ①校内委員会の設置状況
- ②LD・ADHD・高機能自閉症等についての実態把握の実施状況
- ③特別支援教育コーディネーターの指名状況
- ④個別の指導計画の作成状況
- ⑤個別の教育支援計画の作成状況
- ⑥巡回相談員の活用状況
- ⑦専門家チームの活用状況
- ⑧特別支援教育に関する教員研修の受講状況

※次頁「(参考) 調査項目について」を参照のこと。

(参考)

調査項目について

1) 校内委員会

学校内に置かれたLD, ADHD, 高機能自閉症等のある児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

2) LD, ADHD, 高機能自閉症等の実態把握

平成11年7月の「学習障害児に対する指導（報告）」で示されたLDの実態把握基準（試案）及び平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」で示されたADHD, 高機能自閉症の実態把握のための観点（試案）に照らして行った実態把握。

なお、「LD, ADHD, 高機能自閉症等」の「等」には、アスペルガー症候群を含む。

3) 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

4) 個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画。

5) 個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

6) 巡回相談

LD, ADHD, 高機能自閉症等に関する専門的知識・経験を有する者が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を巡回し、教員に対して、LD, ADHD, 高機能自閉症等のある幼児児童生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

7) 専門家チーム

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等に対してLD, ADHD, 高機能自閉症等か否かの判断、望ましい教育的対応についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

8) 特別支援教育に関する教員研修

○研修：特別支援教育に関する研修，特別支援教育に関する講義（講義名に明記されているもの。演習・協議等を含む。）を含む教員研修のうち，特別支援教育に関する内容が概ね90分以上のもの。

※行政機関，学校が開催する研修への参加の他，校長会，学会，公益法人，NPO，民間団体等が開催する研修への自主的な参加も含む。

○調査対象教員：校長，園長，教頭，副校長，教諭，養護教諭，講師（いずれも本務者）

○調査対象期間：平成15年4月1日～平成18年9月1日

※ 各項目の詳細については「小・中学校におけるLD（学習障害），ADHD（注意欠陥／多動性障害），高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（文科省HP掲載）をご参照ください。

4. 調査結果

【集計方法】

- (1) 対象学校数
- (2-1) 学校種・項目別全国集計表
- (2-2) 学校種別全国集計グラフ〈全校種計, 小中平均, 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 校種別〉
- (2-3) 項目別全国集計グラフ
- (3-1~5) 都道府県市別集計表〈全校種計, 幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校〉
- (4) 「特別支援教育体制推進事業」指定地域内・外別集計表

(1) 対象学校数(いずれも公立学校)

区分		幼稚園		小学校		中学校		高等学校		合計	
対象学校数		5243校		22253校		10133校		4053校		41682校	
平成17年度		-		22464校		10179校		-		32643校	
平成16年度		-		22734校		10262校		-		32996校	
		(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)	(校)	(%)
内訳	特別支援教育体制推進事業										
	指定地域	2751校	52.5%	12735校	57.2%	5778校	57.0%	1923校	47.4%	23187校	55.6%
	平成17年度	-	-	8940校	39.8%	4062校	39.9%	-	-	13002校	39.8%
	平成16年度	-	-	4547校	20.0%	2045校	19.9%	-	-	6592校	20.0%
	指定地域以外	2492校	47.5%	9518校	42.8%	4355校	43.0%	2130校	52.6%	18495校	44.4%
	平成17年度	-	-	13524校	60.2%	6117校	60.1%	-	-	19641校	60.2%
平成16年度	-	-	18187校	80.0%	8217校	80.1%	-	-	26404校	80.0%	

(2-1) 学校種・項目別全国集計表

調査項目	幼稚園			小学校			中学校			高等学校			全体	
	平成18年度			平成18年度			平成18年度			平成18年度			平成18年度	
	(校)	H18 (%)	(H17)	(校)	H18 (%)	(H17)	(校)	H18 (%)	(H17)	(校)	H18 (%)	(H17)	(校)	H18 (%)
1) 校内委員会の設置	設置済	1,717	32.7	21,421	96.9	(89.4)	9,599	94.7	(94.3)	1,020	25.2	99,757	81.0	(87.8)
	設置予定	319	6.1	328	1.5	(3.4)	224	2.2	(5.0)	107	2.6	978	2.3	(3.9)
	合計	2,036	38.8	21,749	97.7	(92.8)	9,823	96.9	(99.3)	1,127	27.8	34,735	83.3	(91.7)
2) 実態把握の実施	実施済	3,263	62.2	19,320	86.8	(76.0)	7,754	76.5	(63.7)	1,192	29.4	31,529	75.6	(72.2)
	実施予定	304	5.8	1,438	6.5	(11.2)	1,118	11.0	(14.4)	184	4.5	3,044	7.3	(12.2)
	合計	3,567	68.0	20,758	93.3	(87.2)	8,872	87.5	(78.1)	1,376	34.0	34,573	82.9	(84.4)
3) 特別支援教育コーディネーターの指名	指名済	1,540	29.4	20,760	93.3	(88.1)	9,209	90.9	(85.3)	75	1.85	32,260	77.4	(77.9)
	指名予定	296	5.6	632	2.8	(5.5)	396	3.9	(6.6)	95	2.3	1,419	3.4	(5.9)
	合計	1,836	35.0	21,392	96.1	(93.6)	9,603	94.8	(91.9)	846	20.9	33,677	80.8	(83.8)
4) 個別の指導計画の作成	作成済	942	18.0	9,409	42.3	(31.6)	3,056	30.2	(22.9)	147	3.6	13,554	32.5	(28.9)
	作成予定	403	7.7	4,448	20.0	(24.2)	1,924	19.0	(22.4)	144	3.6	6,919	16.6	(23.7)
	合計	1,345	25.7	13,857	62.3	(55.8)	4,980	49.1	(45.4)	291	7.2	20,473	49.1	(52.6)
5) 個別の教育支援計画の作成	作成済	548	10.5	4,645	20.9	(14.3)	1,787	17.6	(11.5)	128	3.2	7,108	17.7	(13.9)
	作成予定	372	7.1	4,536	20.4	(22.9)	1,830	18.1	(20.6)	115	2.8	6,853	16.4	(22.2)
	合計	920	17.5	9,181	41.3	(37.2)	3,617	35.7	(32.0)	243	6.0	13,961	33.5	(35.6)
6) 巡回相談員の活用	活用済	3,189	60.4	14,682	66.0	(55.4)	5,046	49.3	(40.5)	798	19.7	23,695	56.8	(51.4)
	活用予定	252	4.8	1,472	6.6	(8.6)	786	7.8	(9.7)	120	3.0	2,630	6.3	(9.0)
	合計	3,421	65.2	16,154	72.6	(65.0)	5,832	57.9	(50.2)	918	22.6	26,325	63.2	(60.4)
7) 専門家チームの活用	活用済	1,866	35.6	7,423	33.4	(24.9)	2,543	25.1	(17.4)	353	8.7	12,185	29.2	(22.9)
	活用予定	215	4.1	1,323	5.9	(9.3)	616	6.1	(8.9)	85	2.1	2,239	5.4	(9.2)
	合計	2,081	39.7	8,746	39.3	(34.2)	3,159	31.2	(26.3)	438	10.8	14,424	34.6	(31.8)
8) 特別支援教育に関する教員研修の受講状況	受講済	14,260	56.3	207,456	50.3	(44.1)	84,607	36.3	(31.1)	27,577	14.7	333,900	38.9	(35.1)
	行政研修受講済	11,994	47.4	117,417	28.5	(24.1)	44,085	18.9	(16.1)	11,227	6.0	184,723	21.5	(19.1)
	行政研修未受講	2,266	8.9	90,039	22.8	(20.0)	40,522	28.4	(25.2)	16,350	8.7	149,177	17.4	(16.0)

※「済」は平成18年9月1日現在で既に実施している学校の割合、「予定」は平成18年度未だに実施する予定がある学校の割合を示す。

※()内は、平成16、17年度に実施した各調査における学校の割合を示す(調査基準日:平成16、17年9月1日)。

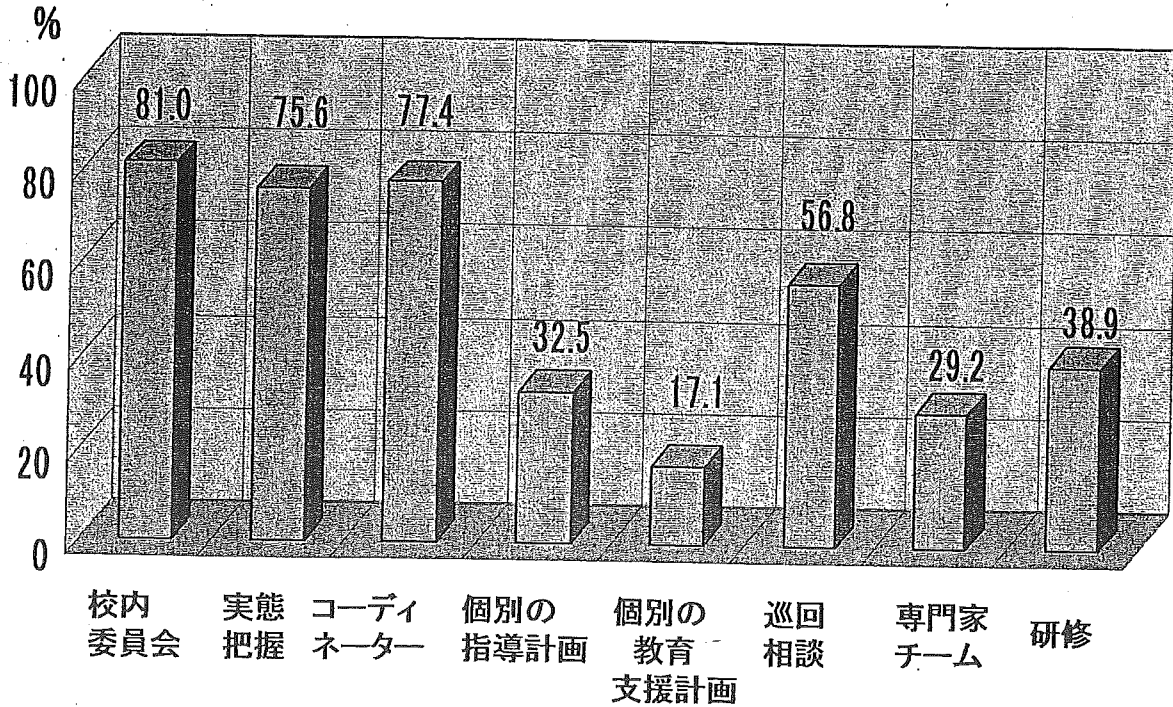
※(8)特別支援教育に関する教員研修の受講状況のうち、「行政研修受講済」については、「受講済」の内数である。

※「済」は平成18年9月1日～平成15年4月1日、平成15年4月1日～平成18年9月1日の間に研修を受講した教員の割合を示す。

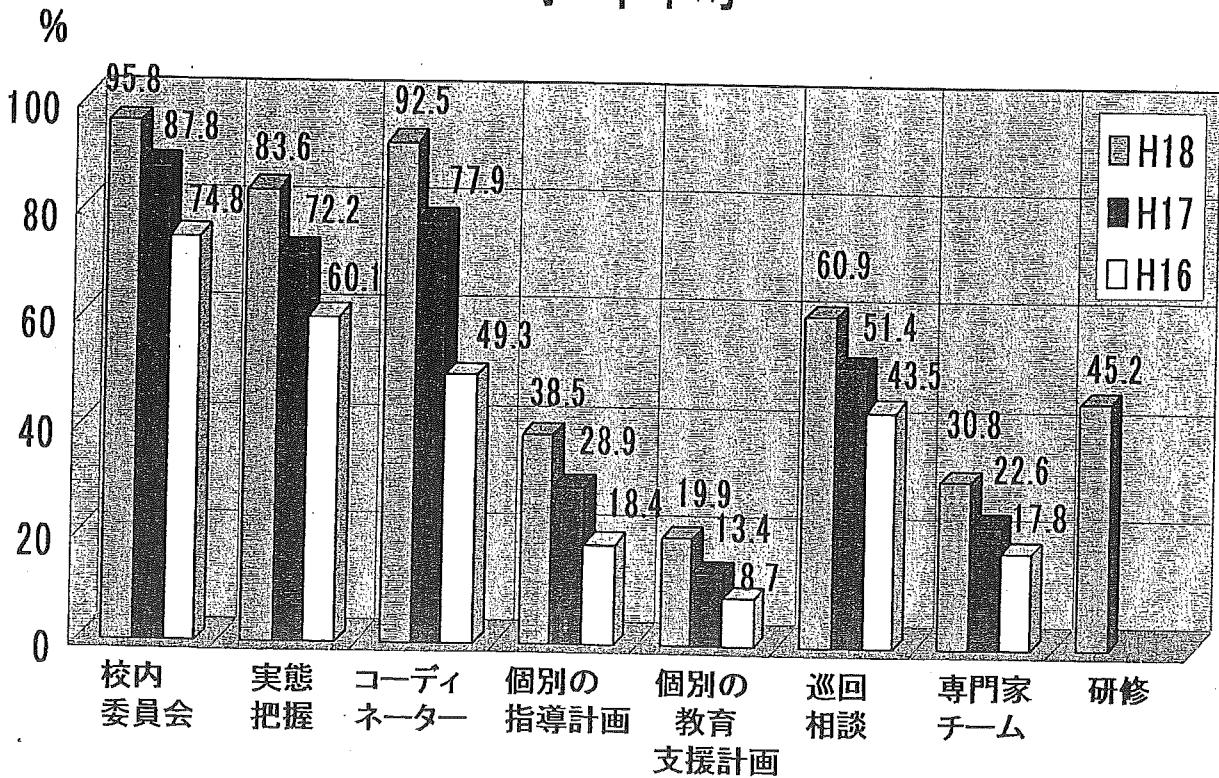
※「一」は、「予」のみを示す。

(2-2) 学校種別全国集計グラフ(調査基準日:平成18年9月1日)

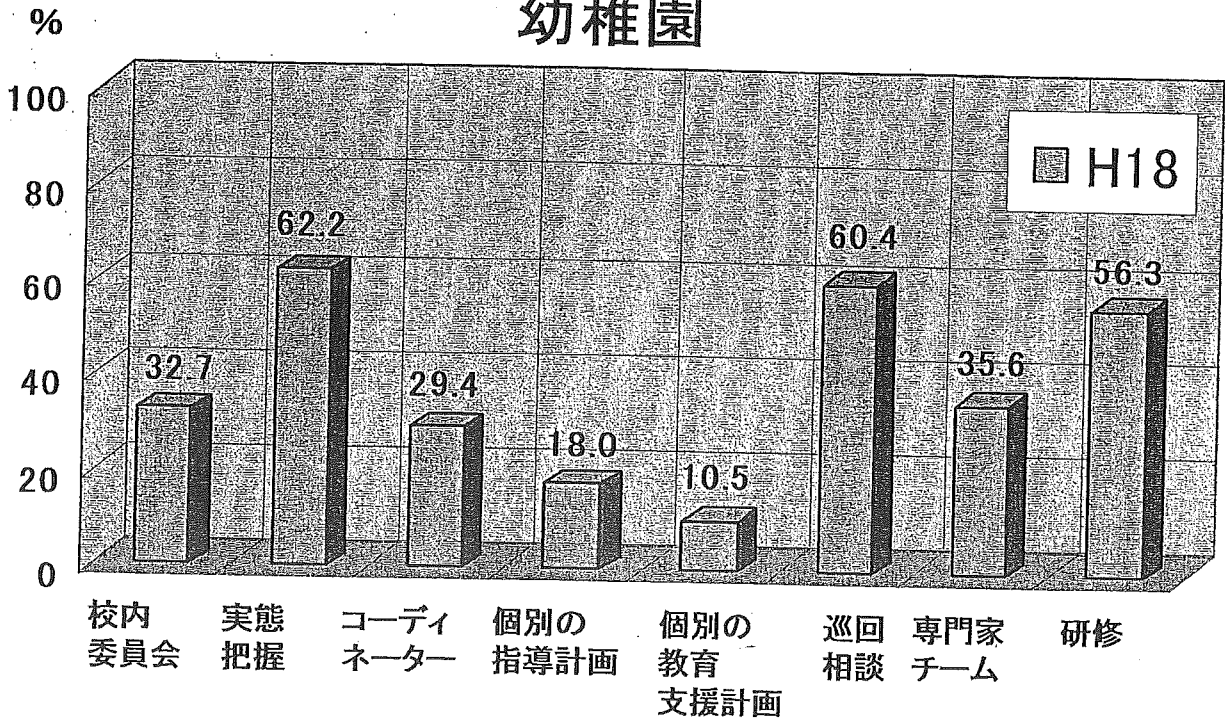
全校種計



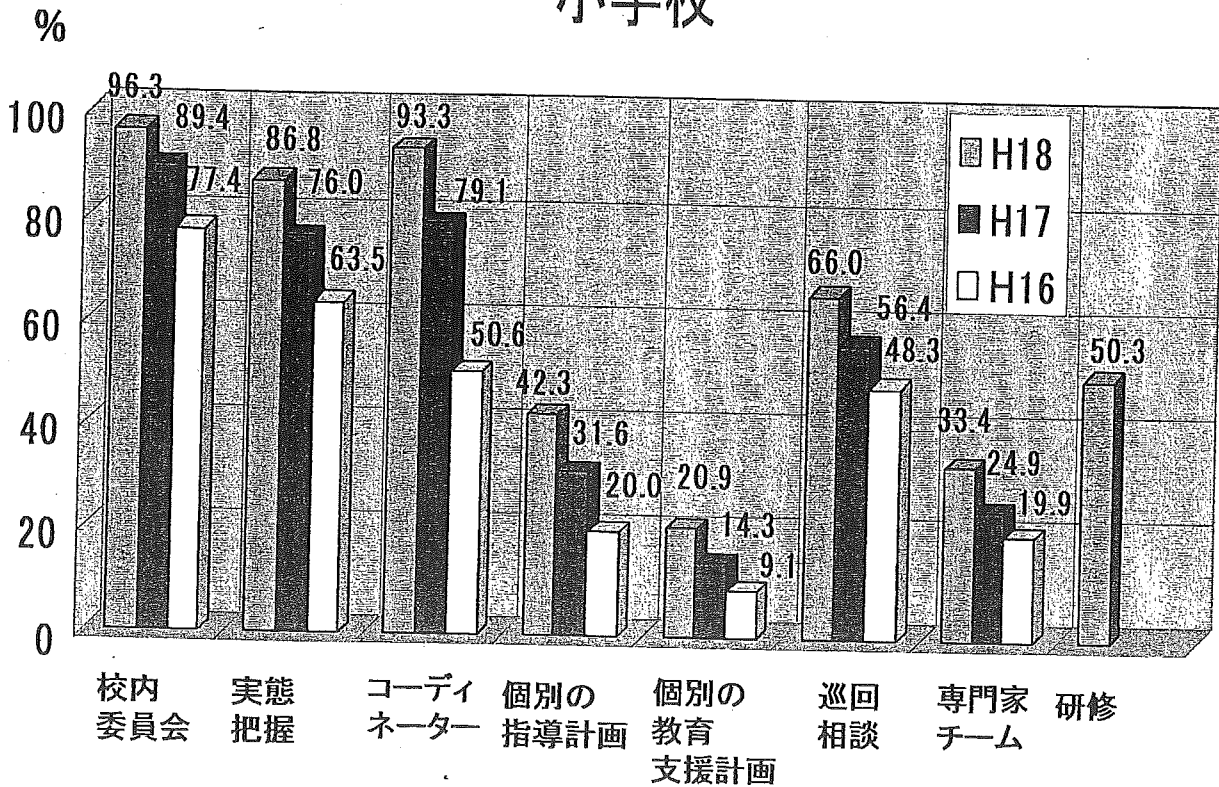
小・中平均



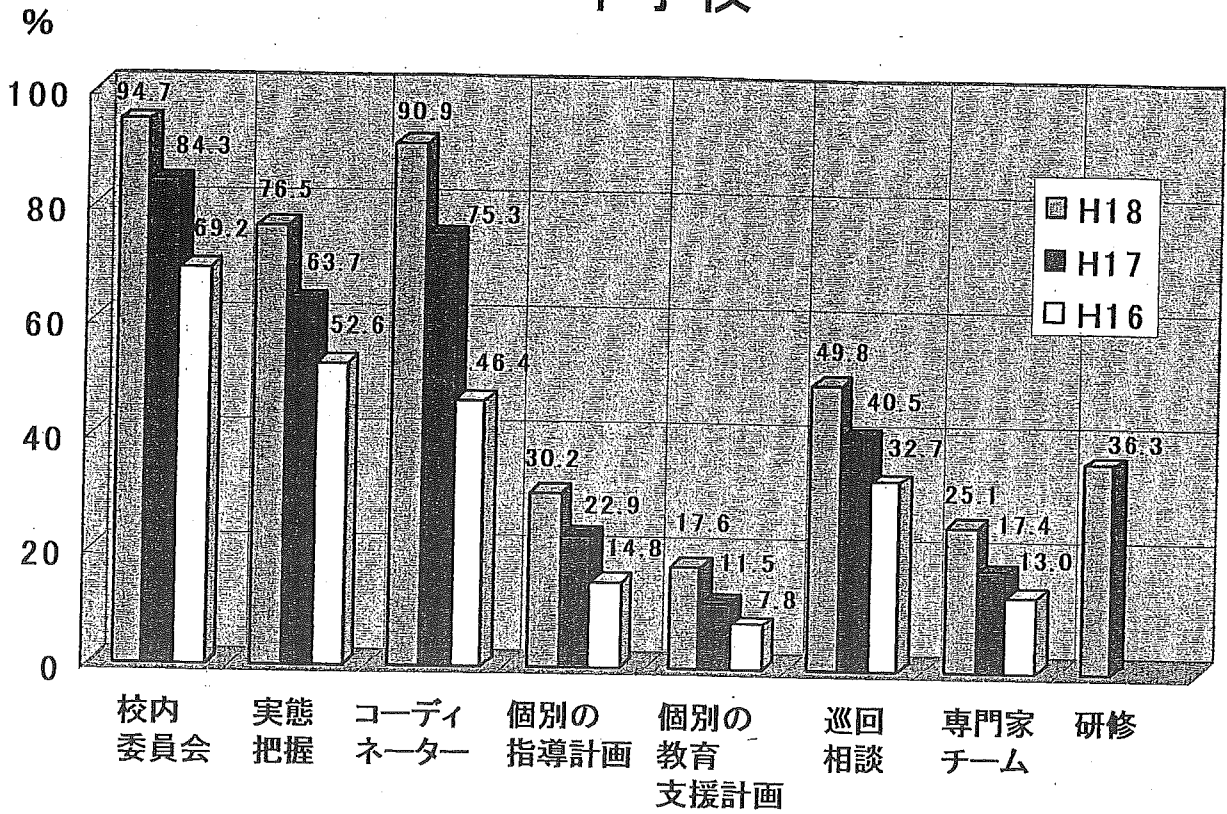
幼稚園



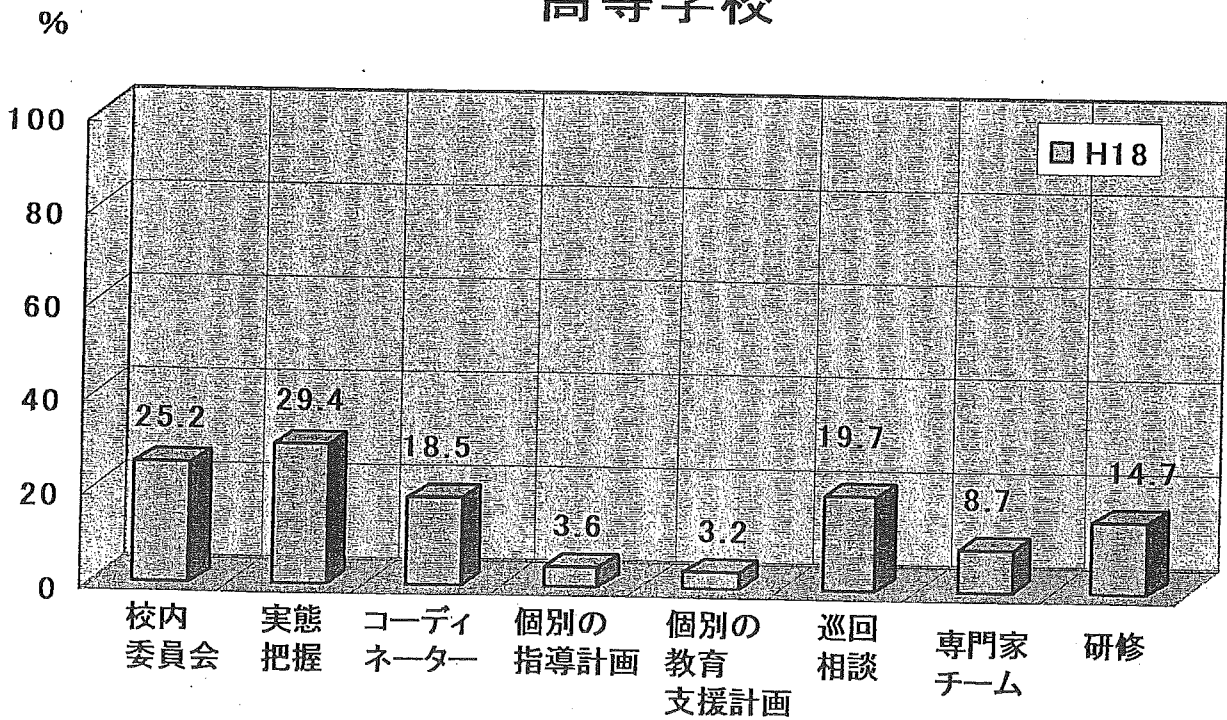
小学校



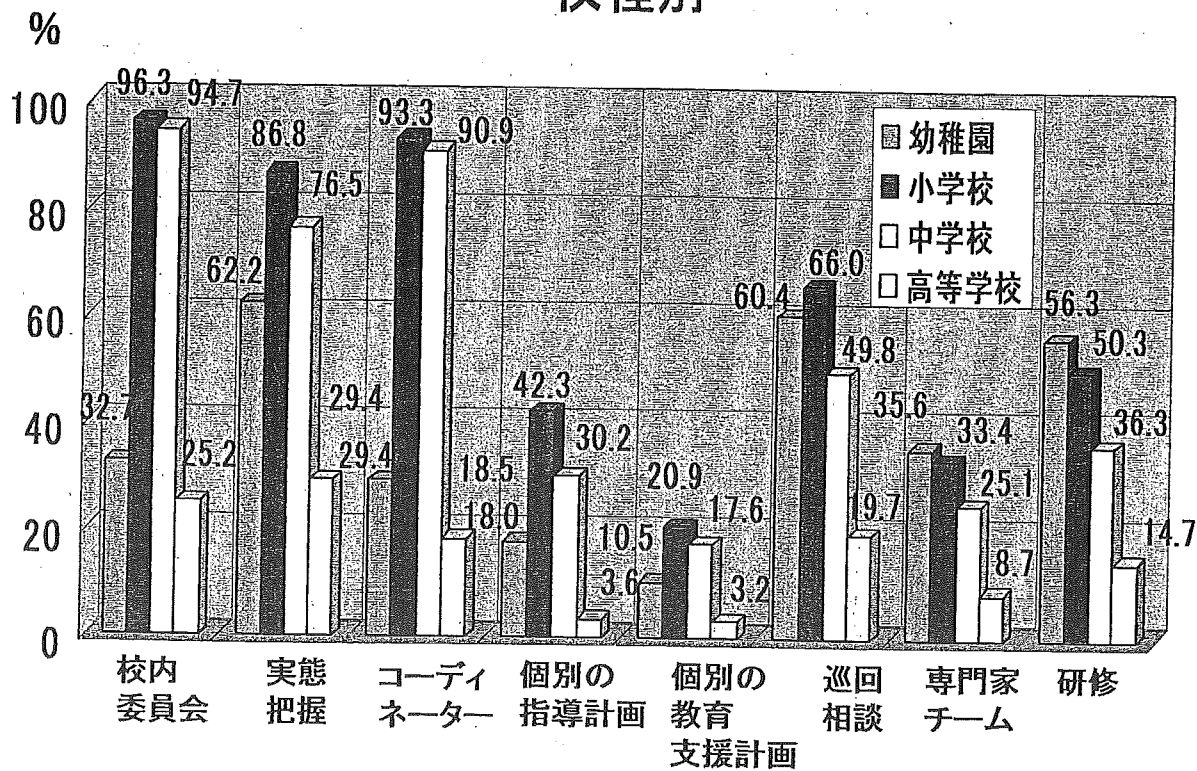
中学校



高等学校



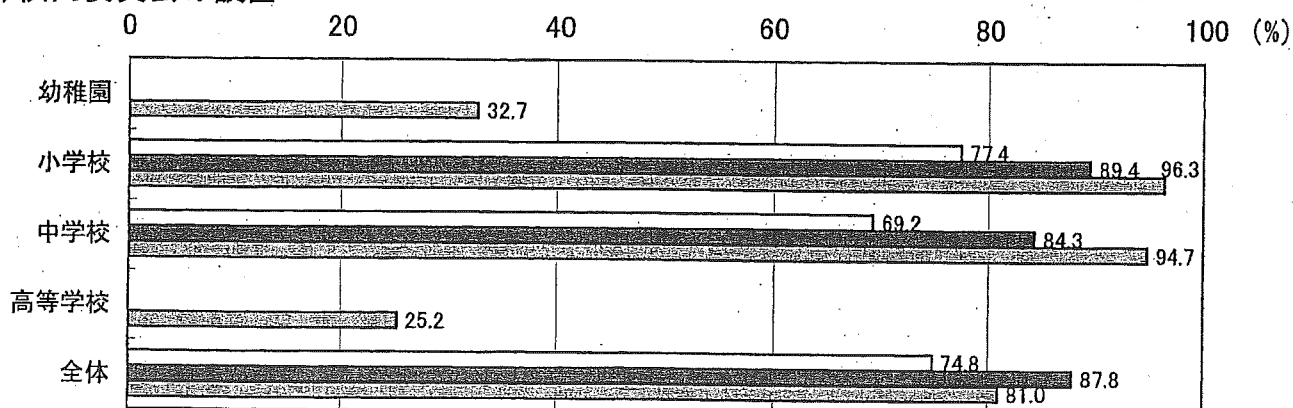
校種別



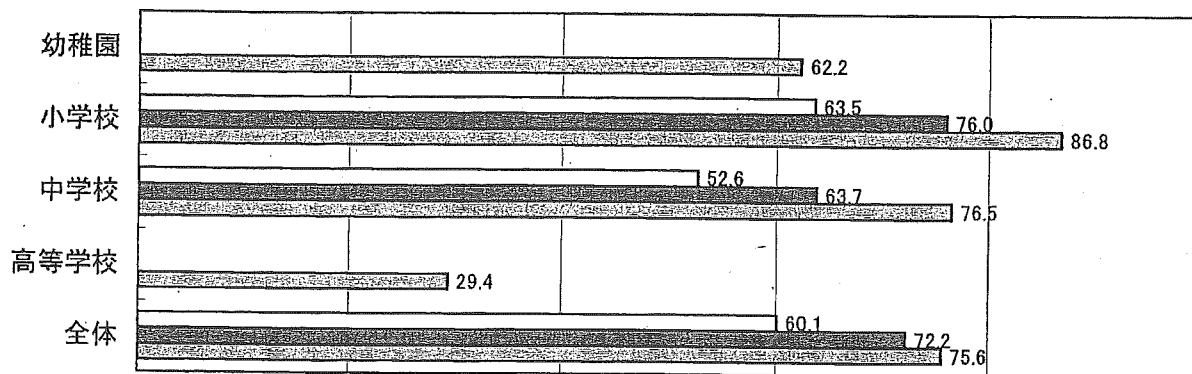
(2-3) 項目別全国集計グラフ【平成16, 17, 18年9月1日現在の「実施済」の比較】

□ H16年度 ■ H17年度 ▨ H18年度

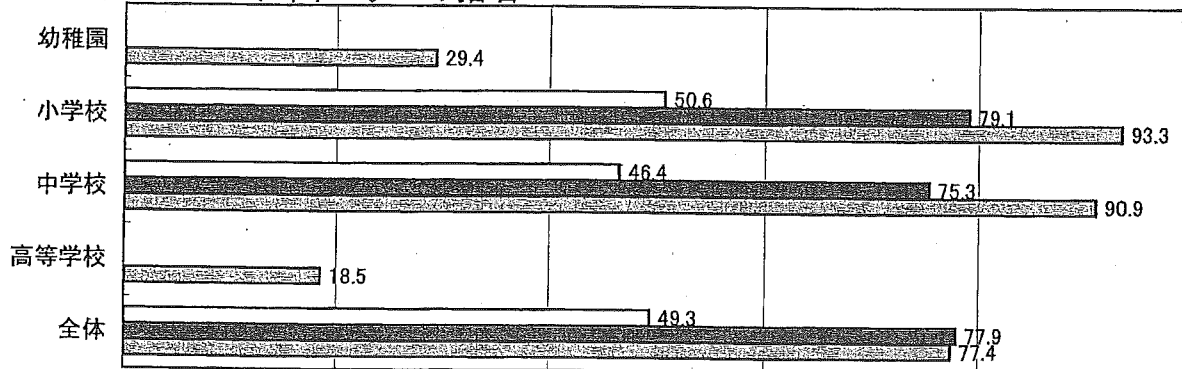
1) 校内委員会の設置



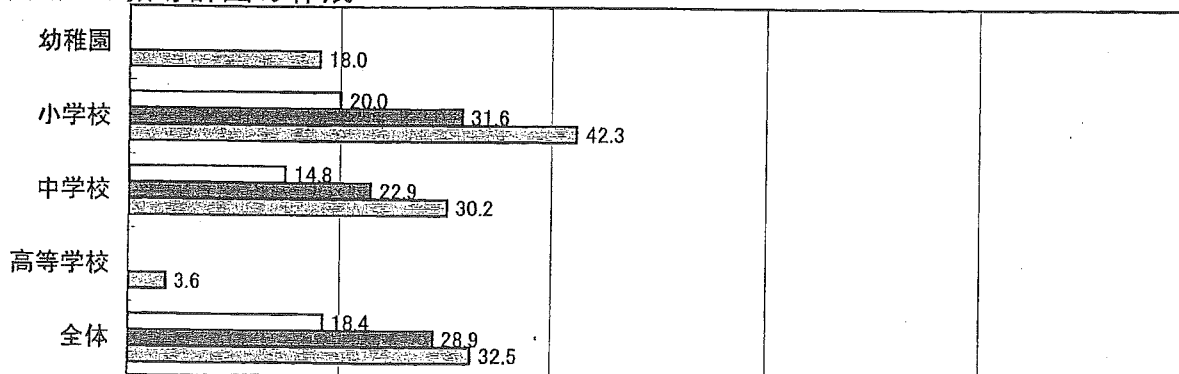
2) 実態把握の実施



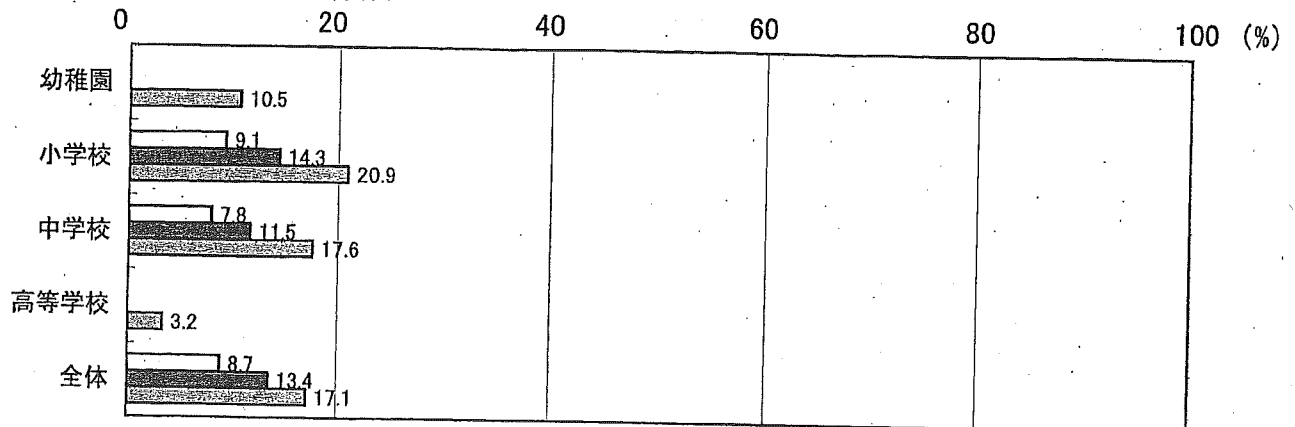
3) 特別支援教育コーディネーターの指名



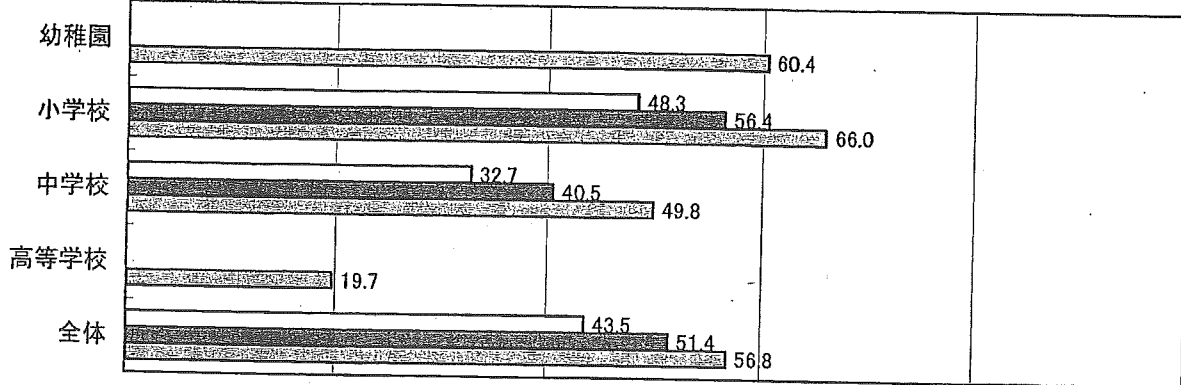
4) 個別の指導計画の作成



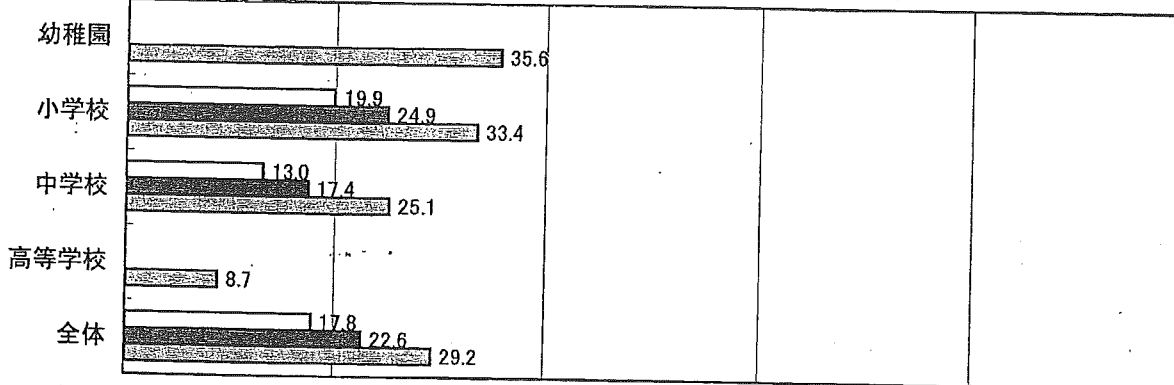
5) 個別の教育支援計画の作成



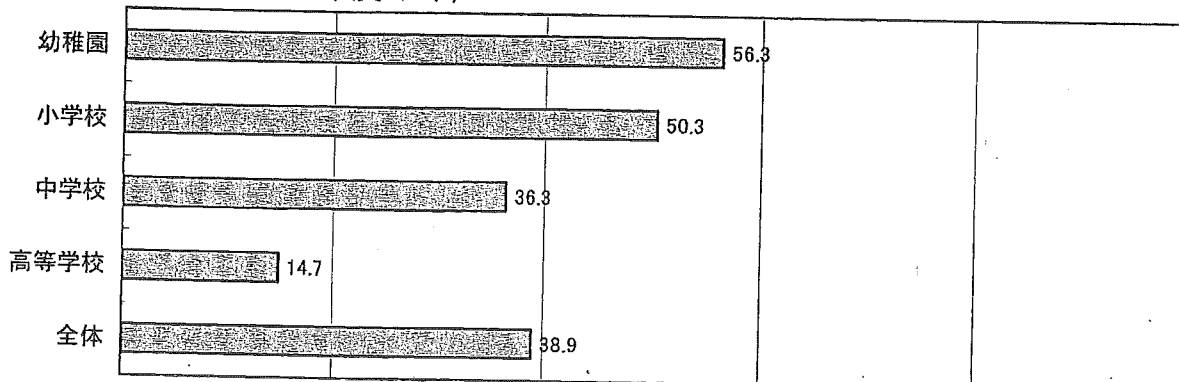
6) 巡回相談員の活用



7) 専門家チームの活用



8) 研修の受講 (※H18年度のみ)



(3-1)都道府県市別集計表<全校種計>

(%)

	1)校内委員会の設置			2)実態把握の実施			3)特別支援教育コーディネーターの指名			4)個別の指導計画の作成			5)個別の教育支援計画の作成			6)巡回相談員の活用			7)専門家チームの活用			8)特別支援教育に関する教員研修の受講状況	
	設置済	設置予定	合計	実施済	実施予定	合計	指名済	指名予定	合計	作成済	作成予定	合計	作成済	作成予定	合計	活用済	活用予定	合計	活用済	活用予定	合計	受講済	受講予定
01 北海道	75.3	10.1	85.3	67.9	15.6	83.5	59.2	21.1	80.4	20.1	17.9	38.1	10.3	16.9	27.2	47.4	7.7	55.1	21.9	10.5	32.4	26.6	14.7
02 青森県	81.6	1.6	83.1	55.8	10.0	65.8	83.8	0.6	84.4	27.8	11.6	39.4	7.0	10.3	17.3	41.3	5.3	46.6	0.5	1.9	2.3	28.5	18.1
03 岩手県	88.7	1.3	90.0	75.4	6.8	82.3	91.4	0.8	92.2	22.8	14.5	37.3	9.9	11.6	21.5	58.4	3.0	61.3	32.4	3.7	36.1	26.4	16.7
04 宮城県	71.3	0.7	72.0	71.6	5.5	77.1	71.3	0.6	71.9	20.2	14.8	35.0	8.6	14.6	23.2	51.0	3.5	54.5	2.2	0.7	2.9	26.0	17.1
05 秋田県	88.4	3.5	91.9	89.6	0.2	89.8	80.0	7.5	87.4	34.2	24.6	58.7	10.4	19.1	29.5	56.8	6.9	63.7	38.1	7.3	45.2	29.2	20.3
06 山形県	89.0	1.3	90.3	79.1	6.0	85.1	86.8	0.4	87.2	32.2	23.6	55.9	19.4	16.8	36.1	54.2	6.9	61.1	18.8	2.2	21.0	30.9	19.7
07 福島県	81.8	0.5	82.3	80.3	5.7	86.0	81.5	0.2	81.7	23.9	16.3	40.2	12.5	14.9	27.4	53.0	6.3	59.3	29.1	4.8	33.9	27.7	20.3
08 茨城県	74.5	0.4	75.0	80.0	6.0	85.9	75.7	1.2	76.9	45.8	19.7	65.4	19.1	18.5	37.6	48.2	5.8	54.0	30.2	4.2	34.4	30.0	20.5
09 栃木県	88.8	0.6	89.4	81.4	5.4	86.8	88.2	0.0	88.2	64.9	9.4	74.3	10.3	9.1	19.3	59.4	1.6	61.0	30.8	1.5	32.3	34.1	22.3
10 群馬県	79.7	1.7	81.4	78.5	4.9	83.4	78.7	1.1	79.8	21.5	17.2	38.7	12.2	14.5	26.6	69.9	2.6	72.5	36.1	2.7	38.8	26.4	16.5
11 埼玉県	84.9	1.3	86.2	68.2	8.9	77.1	83.6	1.3	84.9	28.2	21.8	50.0	15.7	20.8	36.5	54.5	5.1	59.6	22.2	3.1	25.3	25.8	13.9
12 千葉県	81.5	0.4	81.8	74.4	7.3	81.7	80.5	0.4	80.9	43.1	16.9	60.0	15.5	18.1	33.6	55.2	6.1	61.3	23.8	4.0	27.8	31.9	16.0
13 東京都	80.4	4.8	85.2	74.1	8.4	82.5	79.4	3.6	82.9	30.2	23.2	53.4	14.2	21.7	35.9	59.5	4.9	64.4	29.4	5.6	35.0	31.8	18.5
14 神奈川県	72.0	2.3	74.3	55.7	8.2	63.9	63.6	4.9	68.5	24.8	10.3	35.0	19.8	13.1	32.9	68.9	5.0	73.9	36.1	3.2	39.3	31.5	19.2
15 新潟県	86.1	0.2	86.3	81.2	6.0	87.2	85.2	0.4	85.7	53.8	15.0	68.7	22.7	23.1	45.8	54.5	6.4	60.9	38.6	5.3	43.9	45.9	24.0
16 富山県	80.2	0.5	80.7	76.5	6.4	82.9	79.7	0.3	79.9	35.6	16.6	52.1	10.7	17.4	28.1	54.3	7.2	61.5	0.0	6.4	6.4	31.4	24.4
17 石川県	86.8	0.3	87.0	84.0	3.0	87.0	82.8	0.8	83.5	44.8	5.8	50.5	4.3	6.3	46.5	71.3	5.0	76.3	0.8	2.0	2.8	52.8	37.5
18 福井県	74.0	2.0	75.9	79.1	4.7	83.8	76.2	2.5	78.6	21.1	13.5	34.6	15.2	12.5	27.8	67.6	2.0	69.5	30.7	8.4	39.1	34.6	16.4
19 山梨県	85.0	2.0	87.0	73.2	10.7	83.9	86.5	2.0	88.5	23.6	19.3	42.9	13.8	19.0	32.9	12.7	20.7	33.4	28.2	18.4	46.7	50.2	19.8
20 長野県	88.3	0.1	88.5	81.6	4.8	86.3	86.0	0.1	86.2	50.6	11.1	61.7	35.0	12.5	47.6	74.8	3.3	78.1	46.5	2.4	49.0	27.3	13.2
21 岐阜県	85.2	0.1	85.3	81.2	3.4	84.6	81.4	0.8	82.2	31.6	16.1	47.6	19.0	16.7	35.8	63.2	4.3	67.5	38.3	5.5	43.9	34.6	18.8
22 静岡県	79.5	1.2	80.8	83.9	3.0	86.9	73.9	1.1	75.0	44.1	17.0	61.0	23.9	20.4	44.3	71.2	5.5	76.8	41.2	6.5	47.7	40.2	24.0
23 愛知県	84.1	0.5	84.6	80.4	4.0	84.4	74.2	2.6	76.9	35.9	17.8	53.7	25.8	20.3	46.1	55.8	3.0	58.8	38.4	2.0	40.4	45.0	21.9
24 三重県	66.4	3.3	69.7	76.2	5.2	81.4	64.5	3.1	67.5	33.3	17.3	50.6	18.0	19.5	37.6	55.1	6.8	61.8	28.7	5.6	34.2	34.7	24.7
25 滋賀県	87.3	0.9	88.2	85.1	3.9	88.9	87.8	0.6	88.4	61.8	14.8	76.6	22.1	20.1	42.3	77.9	4.4	82.3	53.0	5.0	57.9	63.6	40.8
26 京都府	84.2	0.4	84.6	77.8	5.9	83.7	83.3	0.4	83.7	56.0	11.2	67.3	19.1	22.9	42.0	59.1	5.3	64.4	33.4	8.4	41.8	58.9	24.6
27 大阪府	82.9	2.1	85.0	72.7	8.5	81.2	74.2	3.1	77.3	28.3	18.6	46.9	11.8	14.0	25.8	66.9	8.4	75.3	35.6	8.4	44.0	62.3	29.9
28 兵庫県	64.5	2.2	66.7	65.4	7.3	72.8	44.8	6.2	50.9	21.3	11.3	32.5	13.6	8.5	22.1	55.2	5.1	60.3	31.0	6.2	37.2	39.0	21.7
29 奈良県	62.5	6.1	68.6	62.9	13.4	76.3	64.7	9.8	74.6	26.9	15.6	42.5	13.9	10.2	24.1	63.3	4.6	67.9	37.8	1.9	39.7	46.1	22.3
30 和歌山県	74.3	2.2	76.5	71.1	6.3	77.4	73.0	2.2	75.2	18.6	17.6	36.2	9.4	13.2	22.6	54.8	4.4	59.2	23.7	2.4	26.1	36.6	20.4
31 鳥取県	90.9	0.8	91.7	92.1	2.0	94.1	91.3	0.8	92.1	58.9	11.5	70.4	19.4	15.0	34.4	90.9	0.4	91.3	5.9	0.0	5.9	53.1	29.5
32 島根県	78.6	1.9	80.5	80.7	3.7	84.4	79.9	3.3	83.2	37.0	13.3	50.3	15.4	17.2	32.6	70.8	3.5	74.3	36.6	3.9	40.5	53.2	31.9
33 岡山県	70.8	6.4	77.2	79.3	5.2	84.6	64.0	8.1	72.1	34.9	12.0	46.9	19.2	14.9	34.2	50.5	6.4	56.9	32.7	4.9	37.7	41.1	24.7
34 広島県	84.8	2.3	87.0	71.4	12.5	83.9	86.4	0.0	86.4	41.4	17.7	59.1	26.9	20.9	47.8	43.0	13.5	56.5	15.3	6.0	21.4	39.2	18.7
35 山口県	85.5	4.9	90.4	83.2	3.6	86.9	87.2	4.6	91.8	33.4	13.1	46.5	57.2	3.8	60.9	87.1	0.6	87.7	83.3	3.1	86.5	99.3	99.1
36 徳島県	92.9	1.4	94.2	87.1	5.4	92.5	100.0	0.0	100.0	26.4	14.7	41.1	15.4	16.8	32.2	71.2	3.9	75.1	45.8	3.3	49.0	50.8	32.3
37 香川県	62.7	0.7	63.4	68.6	7.3	75.9	62.3	0.5	62.7	15.2	19.3	34.5	7.5	16.1	23.6	54.8	4.1	58.9	24.1	4.5	28.6	33.6	18.2
38 愛媛県	78.8	4.1	82.9	77.3	9.2	86.4	77.6	2.6	80.2	30.1	20.5	50.5	3.1	14.8	17.9	28.5	14.7	43.2	9.8	7.2	16.9	38.7	21.9
39 高知県	79.9	2.9	82.8	76.3	15.2	91.5	88.8	0.7	89.5	22.1	16.3	38.4	10.7	15.2	25.9	61.8	3.1	65.0	29.7	3.1	32.8	43.1	23.2
40 福岡県	81.2	2.4	83.6	57.1	12.5	69.6	64.4	6.4	70.9	24.1	15.3	39.3	18.8	18.1	36.9	53.0	7.9	60.9	37.7	4.8	42.5	43.2	22.4
41 佐賀県	97.6	0.0	97.6	92.6	1.8	94.3	98.2	0.3	98.5	51.8	15.2	67.0	47.3	19.6	67.0	69.9	17.0	86.9	4.5	28.0	32.4	75.3	25.5
42 長崎県	82.7	2.0	84.6	79.1	7.1	86.2	83.5	0.8	84.4	18.7	15.2	33.9	9.8	17.5	27.2	59.5	6.6	66.1	24.3	4.6	28.9	49.5	40.9
43 熊本県	90.4	0.7	91.0	85.5	5.2	90.6	89.4	0.3	89.7	43.3	23.4	66.7	24.3	30.4	54.8	55.8	10.9	66.7	17.0	10.7	27.7	45.4	25.9
44 大分県	84.3	1.6	85.9	73.4	5.3	78.7	81.6	2.2	83.8	21.1	10.2	31.3	12.6	11.9	24.6	51.4	4.9	56.3	32.5	6.3	38.8	31.9	19.8
45 宮崎県	82.2	2.7	84.9	68.3	13.6	82.0	87.4	0.4	87.8	21.8	20.8	42.6	10.3	19.7	30.0	59.1	8.6	67.7	31.7	5.2	36.9	50.9	19.8
46 鹿児島県	84.8	2.2	87.0	73.2	14.0	87.2	81.5	3.1	84.5	20.2	17.7	37.8	9.4	20.4	29.8	51.8	16.3	68.1	11.9	4.5	16.4	38.3	18.3
47 沖縄県	62.9	7.8	70.4	66.4	10.3	76.7	66.9	3.2	70.2	13.1	19.6	32.7	9.9	18.8	28.6	48.6	11.3	59.9	28.2	12.0	40.2	38.8	15.8
48 札幌市	97.6	0.0	97.6	87.4	3.6	91.0	97.6	0.0	97.6	39.8	13.5	53.3	29.9	14.4	44.3	62.0	3.6	65.6	29.9	9.0	38.9	33.0	9.8
49 仙台市	98.0	1.0	99.0	82.9	8.0	91.0	100.0	0.0	100.0	61.3	28.6	89.9	30.7	32.2	62.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	49.7	27.8
50 さいたま市	96.9	0.0	96.9	77.0	5.0	82.0	96.9	0.0	96.9	38.5	21.7	60.2	23.6	14.9	38.5	49.7	6.8	56.5	0.0	1.9	1.9	20.7	8.2
51 千葉市	88.3	4.5	92.7	98.9	0.0	98.9	97.2	0.6	97.8	45.8	15.6	61.5	0.0	0.0	0.0	50.3	2.2	52.5	52.5	2.8	55.3	19.4	13.2
52 横浜市	98.2	0.0	98.2	84.9	6.2	91.1	98.2	0.0	98.2	31.0	18.7	49.6	0.0	0.0	0.0	11.5	6.0	17.5	6.5	9.9	16.5	21.4	9.1
53 川崎市	98.3	0.6	98.8	75.6	5.8	81.4	97.1	0.6	97.7	39.5	14.0	53.5	33.1	18.0	51.2	71.5	4.7	76.2	4.7	3.5	8.1	60.0	14.5
54 静岡市	88.9	1.4	90.3	84.0	4.9	88.9	91.7	0.7	92.4	38.9	20.1	59.0	36.8	10.4	47.2	63.2	5.6	68.8	43.1	5.6	48.6	15.8	10.5
55 名古屋	89.4	0.0	89.4	89.4	0.0	89.4	77.1	2.4	79.5	32.9	16.7	49.5	25.6	16.4	42.0	63.0	3.4	66.4	66.7	1.4	68.1	50.6	

(3-2) 都道府県市別集計表<幼稚園>

(%)

幼稚園	1) 校内委員会の設置			2) 実態把握の実施			3) 特別支援教育コーディネーターの指名			4) 個別の指導計画の作成			5) 個別の教育支援計画の作成			6) 巡回相談員の活用			7) 専門家チームの活用			8) 特別支援教育に関する教員研修の受講状況	
	設置済	設置予定	合計	実施済	実施予定	合計	指名済	指名予定	合計	作成済	作成予定	合計	作成済	作成予定	合計	活用済	活用予定	合計	活用済	活用予定	合計	受講済	研修実施済
01 北海道	22.8	11.4	34.2	44.3	7.6	51.9	16.5	11.4	27.8	5.1	5.1	10.1	2.5	1.3	3.8	53.2	3.8	57.0	26.6	5.1	31.6	29.8	21.4
02 青森県	6.3	6.3	12.5	25.0	0.0	25.0	12.5	6.3	18.8	6.3	0.0	6.3	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	30.5	25.4
03 岩手県	22.4	9.0	31.3	61.2	6.0	67.2	26.9	6.0	32.8	29.9	4.5	34.3	17.9	1.5	19.4	67.2	1.5	68.7	47.8	1.5	49.3	48.6	32.3
04 宮城県	6.1	1.8	7.9	30.7	1.8	32.5	2.6	1.8	4.4	1.8	3.5	5.3	0.9	2.6	3.5	47.4	0.0	47.4	0.0	0.0	0.0	26.4	23.1
05 秋田県	58.6	3.4	62.1	58.6	0.0	58.6	31.0	0.0	31.0	6.9	3.4	10.3	6.9	0.0	6.9	27.6	3.4	31.0	31.0	0.0	31.0	24.7	22.6
06 山形県	34.8	4.3	39.1	43.5	13.0	56.5	30.4	4.3	34.8	8.7	17.4	26.1	17.4	8.7	26.1	69.6	4.3	73.9	30.4	0.0	30.4	57.0	50.5
07 福島県	8.3	2.3	10.6	45.2	11.1	56.2	6.9	0.9	7.8	1.4	4.6	6.0	1.8	4.1	6.0	49.8	7.4	57.1	25.8	9.2	35.0	32.8	24.6
08 茨城県	9.5	1.0	10.6	60.3	6.0	66.3	16.1	6.0	22.1	15.6	8.5	24.1	10.1	9.0	19.1	58.3	1.0	59.3	46.2	0.5	46.7	50.2	44.3
09 栃木県	0.0	0.0	0.0	44.4	0.0	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	66.7	33.3	0.0	33.3	33.3	18.8
10 群馬県	48.5	0.0	48.5	78.8	0.0	78.8	53.5	2.0	55.6	10.1	9.1	19.2	6.1	14.1	20.2	73.7	5.1	78.8	53.5	0.0	53.5	48.7	36.3
11 埼玉県	19.7	23.9	43.7	40.8	14.1	54.9	9.9	22.5	32.4	2.8	23.9	26.8	2.8	21.1	23.9	47.9	7.0	54.9	14.1	4.2	18.3	44.6	38.3
12 千葉県	18.9	1.3	20.1	56.6	3.8	60.4	15.7	1.9	17.6	13.2	8.8	22.0	5.7	7.5	13.2	55.3	5.0	60.4	24.5	1.3	25.8	43.7	35.1
13 東京都	18.4	12.7	31.1	66.0	4.2	70.3	17.0	3.3	20.3	22.2	9.9	32.1	16.0	6.1	22.2	59.0	0.9	59.9	31.1	2.4	33.5	51.0	39.9
14 神奈川県	45.6	0.0	45.6	50.9	7.0	57.9	31.6	0.0	31.6	36.8	3.5	40.4	22.8	7.0	29.8	91.2	5.3	96.5	49.1	1.8	50.9	67.8	57.8
15 新潟県	22.2	4.4	26.7	42.2	4.4	46.7	11.1	8.9	20.0	8.9	11.1	20.0	2.2	8.9	11.1	64.4	11.1	75.6	33.3	0.0	33.3	50.6	44.4
16 富山県	7.9	0.0	7.9	65.8	2.6	68.4	13.2	0.0	13.2	7.9	7.9	15.8	2.6	5.3	7.9	78.9	0.0	78.9	0.0	5.3	5.3	30.3	25.1
17 石川県	44.4	0.0	44.4	55.6	0.0	55.6	44.4	0.0	44.4	22.2	0.0	22.2	22.2	0.0	22.2	55.6	11.1	66.7	0.0	0.0	0.0	74.5	72.7
18 福井県	48.2	0.0	48.2	73.5	4.8	78.3	55.4	1.2	56.6	12.0	1.2	13.3	6.0	0.0	6.0	60.2	0.0	60.2	33.7	8.4	42.2	23.3	11.4
19 山梨県	40.0	0.0	40.0	60.0	0.0	60.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	0.0	40.0	40.0	0.0	40.0	40.0	55.2	55.2
20 長野県	7.7	0.0	7.7	76.9	0.0	76.9	15.4	0.0	15.4	38.5	0.0	38.5	23.1	0.0	23.1	76.9	0.0	76.9	53.8	0.0	53.8	49.3	42.5
21 岐阜県	50.6	0.0	50.6	57.5	4.6	62.1	23.0	0.0	23.0	17.2	5.7	23.0	11.5	5.7	17.2	67.8	4.6	72.4	42.5	1.1	43.7	46.7	38.9
22 静岡県	54.6	2.6	57.2	77.5	2.6	80.1	32.8	3.3	36.2	22.1	4.8	26.9	13.7	3.0	16.6	76.4	4.8	81.2	48.3	3.0	51.3	58.3	50.5
23 愛知県	43.8	1.4	45.2	80.8	1.4	82.2	38.4	5.5	43.8	32.9	11.0	43.8	26.0	8.2	34.2	84.9	0.0	84.9	76.7	0.0	76.7	66.8	52.6
24 三重県	13.0	3.1	16.1	68.2	2.6	70.8	15.6	4.2	19.8	19.8	5.2	25.0	7.3	9.4	16.7	64.1	2.6	66.7	33.9	2.6	36.5	59.1	54.8
25 滋賀県	68.5	2.5	71.0	75.9	6.2	82.1	75.3	1.2	76.5	58.6	13.0	71.6	24.1	14.2	38.3	91.4	1.9	93.2	71.0	2.5	73.5	84.5	73.8
26 京都府	42.0	0.0	42.0	52.0	6.0	58.0	48.0	2.0	50.0	26.0	6.0	32.0	22.0	6.0	28.0	62.0	2.0	64.0	36.0	8.0	44.0	56.0	50.9
27 大阪府	49.3	8.2	57.5	72.4	7.5	79.9	41.5	4.4	45.9	32.7	9.5	42.2	16.7	9.2	25.9	72.1	9.9	82.0	40.5	9.2	49.7	75.1	69.6
28 兵庫県	34.2	2.7	36.8	63.2	5.8	69.0	24.1	2.2	26.3	21.7	4.0	25.7	16.3	2.7	19.0	65.8	3.3	69.2	41.7	3.1	44.9	58.2	51.6
29 奈良県	30.7	6.1	36.8	75.5	8.0	83.4	44.8	13.5	58.3	32.5	13.5	46.0	14.1	6.7	20.9	82.2	3.1	85.3	54.0	1.2	55.2	59.7	47.8
30 和歌山県	18.6	0.0	18.6	51.4	1.4	52.9	11.4	0.0	11.4	5.7	4.3	10.0	5.7	2.9	8.6	60.0	0.0	60.0	34.3	0.0	34.3	46.1	40.6
31 鳥取県	50.0	0.0	50.0	90.0	0.0	90.0	30.0	0.0	30.0	30.0	10.0	40.0	30.0	0.0	30.0	90.0	0.0	90.0	0.0	0.0	0.0	39.6	39.6
32 島根県	41.2	2.9	44.1	68.6	2.0	70.6	42.2	6.9	49.0	26.5	6.9	33.3	14.7	8.8	23.5	81.4	4.9	86.3	62.7	2.0	64.7	61.9	50.8
33 岡山県	35.6	17.5	53.1	75.9	7.9	83.8	15.2	22.4	37.6	8.6	8.9	17.5	8.3	7.9	16.2	52.8	4.3	57.1	38.0	4.3	42.2	74.8	70.0
34 広島県	53.2	22.8	75.9	64.6	8.9	73.4	72.2	0.0	72.2	31.6	24.1	55.7	17.7	22.8	40.5	27.8	22.8	50.6	15.2	19.0	34.2	49.0	45.8
35 山口県	18.3	36.7	55.0	28.3	38.3	66.7	13.3	38.3	51.7	6.7	8.3	15.0	5.0	6.7	11.7	48.3	3.3	51.7	30.0	31.7	61.7	65.9	54.8
36 徳島県	77.7	4.2	81.9	83.7	5.4	89.2	100.0	0.0	100.0	20.5	7.8	28.3	13.3	9.6	22.9	71.1	4.8	75.9	49.4	5.4	54.8	55.3	48.8
37 香川県	12.1	0.7	12.9	42.9	3.6	46.4	6.4	0.7	7.1	5.0	3.6	8.6	4.3	3.6	7.9	50.0	6.4	56.4	25.7	8.6	34.3	42.5	36.6
38 愛媛県	22.0	14.6	36.6	63.4	1.2	64.6	24.4	2.4	26.8	11.0	3.7	14.6	2.4	1.2	3.7	41.5	8.5	50.0	19.5	2.4	22.0	58.8	44.0
39 高知県	65.4	7.7	73.1	53.8	11.5	65.4	38.5	7.7	46.2	19.2	3.8	23.1	7.7	3.8	11.5	61.5	3.8	65.4	26.9	0.0	26.9	46.6	37.4
40 福岡県	22.9	10.4	33.3	58.3	6.3	64.6	10.4	4.2	14.6	12.5	12.5	25.0	8.3	10.4	18.8	56.3	4.2	60.4	33.3	8.3	41.7	46.7	33.3
41 佐賀県	33.3	0.0	33.3	58.3	8.3	66.7	50.0	8.3	58.3	0.0	16.7	16.7	0.0	25.0	25.0	58.3	41.7	100.0	0.0	0.0	0.0	52.7	33.8
42 長崎県	12.5	3.6	16.1	64.3	8.9	73.2	12.5	0.0	12.5	1.8	1.8	3.6	1.8	14.3	16.1	41.1	8.9	50.0	21.4	1.8	23.2	64.6	61.8
43 熊本県	47.5	5.0	52.5	70.0	5.0	75.0	47.5	2.5	50.0	7.5	27.5	35.0	7.5	25.0	32.5	62.5	5.0	67.5	35.0	2.5	37.5	67.0	60.7
44 大分県	37.7	3.8	41.5	51.6	3.1	54.7	25.8	8.2	34.0	13.8	3.1	17.0	7.5	2.5	10.1	49.7	1.3	50.9	35.8	2.5	38.4	49.5	43.8
45 宮崎県	5.3	5.3	10.5	42.1	10.5	52.6	21.1	5.3	26.3	0.0	5.3	5.3	0.0	5.3	5.3	57.9	5.3	63.2	15.8	0.0	15.8	22.8	22.8
46 鹿児島県	31.6	5.1	36.7	54.1	12.2	66.3	27.6	6.1	33.7	2.0	4.1	6.1	1.0	4.1	5.1	48.0	6.1	54.1	6.1	0.0	6.1	53.4	39.0
47 沖縄県	25.0	10.7	35.7	52.5	7.0	59.4	13.9	8.2	22.1	5.3	10.2	15.6	3.3	9.0	12.3	43.4	7.0	50.4	29.1	5.7	34.8	32.4	26.1
48 札幌市	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	88.2	5.9	94.1	35.3	5.9	41.2	75.8	69.1
49 仙台市	66.7	33.3	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	69.2	46.2
50 さいたま市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7
51 千葉市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
52 横浜市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53 川崎市	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0	48.0	44.0
54 静岡市	30.8	0.0	30.8	69.2	0.0	69.2	30.8	0.0	30.8	15.4	15.4	30.8	7.7	7.7	15.4	61.5	7.7	69.2	23.1	7.7	30.8	76.2	55.6
55 名古屋市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	98.8	98.8
56 京都市	58.8	17.6	76.5	94.1	0.0	94.1	47.1	11.8	58.8	29.4	17.6	47.1	11.8	17.6	29.4	41.2	35.3	76.5	29.4	23.5	52.9	69.8	65.1
57 大阪市	26.7																						

(3-3)都道府県市別集計表<小学校>

(%)

小学校	1)校内委員会の設置			2)実態把握の実施			3)特別支援教育コーディネーターの指名			4)個別の指導計画の作成			5)個別の教育支援計画の作成			6)巡回相談員の活用			7)専門家チームの活用			8)特別支援教育に関する教員研修の受講状況	
	設置済	既済予定	合計	実施済	実施予定	合計	指名済	指名予定	合計	作成済	作成予定	合計	作成済	作成予定	合計	活用済	活用予定	合計	活用済	活用予定	合計	受講済	受講予定
01 北海道	96.5	10.7	97.2	77.7	15.6	93.2	69.6	23.6	93.2	25.9	20.6	46.5	12.4	20.5	32.9	56.8	7.8	64.6	25.9	12.1	38.0	36.2	20.4
02 青森県	93.9	2.1	96.0	68.3	10.3	78.6	97.6	0.0	97.6	35.7	15.1	50.8	8.2	12.7	20.9	50.5	6.3	56.9	0.0	2.4	2.4	43.7	27.3
03 岩手県	99.5	0.0	99.5	84.8	5.8	90.6	100.0	0.0	100.0	28.1	16.8	44.9	9.4	13.8	23.3	64.3	3.0	67.3	32.7	4.4	37.1	34.2	21.8
04 宮城県	97.9	0.0	97.9	95.2	3.6	98.8	99.4	0.3	99.7	31.5	17.7	49.2	12.0	19.5	31.5	65.8	3.9	69.7	3.6	1.2	4.8	37.5	25.1
05 秋田県	95.8	4.2	100.0	100.0	0.0	100.0	91.3	8.7	100.0	44.6	28.0	72.7	13.5	22.1	35.6	70.2	7.6	77.9	46.4	9.7	56.1	39.0	26.9
06 山形県	98.5	0.9	99.4	89.9	4.5	94.4	99.4	0.0	99.4	39.2	25.5	64.7	20.8	18.1	38.9	63.2	7.7	70.9	20.8	3.3	24.0	43.0	28.5
07 福島県	100.0	0.0	100.0	95.7	3.0	98.7	100.0	0.0	100.0	35.6	21.9	57.4	16.3	20.4	36.7	60.4	6.9	67.2	32.8	3.9	36.7	35.3	28.0
08 茨城県	100.0	0.0	100.0	93.4	5.5	99.0	100.0	0.0	100.0	60.5	23.4	83.9	24.1	22.2	46.3	53.4	7.5	60.8	31.4	5.7	37.1	37.0	24.5
09 栃木県	99.0	0.7	99.7	92.4	4.8	97.1	100.0	0.0	100.0	79.0	8.4	87.4	10.3	9.8	20.0	72.1	1.9	74.0	34.8	1.4	36.3	49.9	33.4
10 群馬県	96.8	1.2	98.0	88.7	4.6	93.3	95.4	0.6	95.9	29.6	22.3	51.9	16.5	17.1	33.6	78.8	1.7	80.6	42.0	3.2	45.2	36.9	23.3
11 埼玉県	100.0	0.0	100.0	83.9	8.6	92.5	100.0	0.0	100.0	38.4	24.8	63.2	20.6	24.8	45.4	67.9	5.1	73.0	26.6	3.6	30.2	33.9	19.0
12 千葉県	99.9	0.0	99.9	87.2	6.8	94.0	99.9	0.0	99.9	58.0	19.5	77.5	19.4	21.4	40.8	67.9	6.8	74.8	30.3	5.3	35.6	42.0	20.8
13 東京都	96.2	2.9	99.1	85.0	6.3	91.3	95.5	2.3	97.7	38.4	29.3	67.7	17.0	27.6	44.6	72.1	5.0	77.1	35.2	6.0	41.2	40.1	22.9
14 神奈川県	91.2	2.0	93.1	65.4	7.9	73.2	80.8	4.7	85.5	30.5	13.0	43.5	22.9	18.4	41.3	83.3	5.4	88.7	45.2	3.9	49.1	42.7	26.3
15 新潟県	100.0	0.0	100.0	94.8	4.4	99.1	100.0	0.0	100.0	65.9	16.4	82.3	26.4	27.4	53.8	65.4	6.3	71.7	46.5	5.6	52.1	65.6	34.8
16 富山県	100.0	0.0	100.0	90.7	6.3	97.1	100.0	0.0	100.0	51.2	20.5	71.7	13.2	24.9	38.0	66.3	7.8	74.1	0.0	6.8	6.8	46.4	37.7
17 石川県	95.3	0.0	95.3	91.9	3.0	94.9	94.0	0.0	94.0	53.6	6.4	60.0	46.8	8.8	53.6	85.1	3.0	88.1	1.3	1.7	3.0	62.6	47.7
18 福井県	88.7	1.4	90.1	86.3	4.2	90.6	89.2	2.8	92.0	26.4	18.4	44.8	20.8	17.5	38.2	79.2	1.4	80.7	31.6	9.4	41.0	47.8	24.2
19 山梨県	96.2	1.4	97.6	86.2	9.0	95.2	98.1	1.0	99.0	30.5	21.9	52.4	15.2	21.9	37.1	18.6	24.8	43.3	38.6	21.9	60.5	71.1	29.5
20 長野県	100.0	0.0	100.0	90.6	3.3	93.9	100.0	0.0	100.0	58.7	13.4	72.2	37.7	14.4	52.2	84.6	2.3	86.8	54.4	2.0	56.5	36.7	18.7
21 岐阜県	99.7	0.0	99.7	94.1	3.1	97.2	99.7	0.3	100.0	40.1	22.7	62.8	23.0	22.2	45.2	72.4	3.8	76.3	46.4	6.1	52.6	43.5	24.6
22 静岡県	99.8	0.2	100.0	97.1	2.4	99.6	100.0	0.0	100.0	63.3	21.5	84.7	33.0	27.7	60.6	83.0	4.9	87.8	46.0	9.1	55.1	52.4	29.6
23 愛知県	98.1	0.4	98.5	93.2	3.5	96.7	89.2	2.4	91.6	44.2	21.7	65.9	32.3	24.9	57.2	68.8	2.4	71.2	46.1	2.1	48.2	60.3	29.4
24 三重県	89.7	3.4	93.0	86.8	5.5	92.3	85.4	3.8	89.2	45.1	22.5	67.6	24.9	25.2	50.1	61.9	8.6	70.5	31.7	7.4	39.1	46.5	32.9
25 滋賀県	100.0	0.0	100.0	97.8	1.7	99.6	100.0	0.0	100.0	77.9	14.7	92.6	23.4	23.8	47.2	84.4	4.8	89.2	55.4	5.6	61.0	76.8	49.2
26 京都府	99.6	0.0	99.6	93.2	2.8	96.0	99.6	0.0	99.6	72.8	8.8	81.6	22.4	27.6	50.0	68.0	5.2	73.2	36.8	7.2	44.0	57.2	29.1
27 大阪府	100.0	0.0	100.0	79.0	9.5	88.6	94.8	2.2	97.0	32.7	24.6	57.3	11.0	17.6	28.6	76.3	8.6	84.9	41.9	8.9	50.8	74.6	36.0
28 兵庫県	88.7	1.7	90.4	79.8	5.9	85.6	64.7	8.6	73.3	20.1	18.5	46.6	15.1	13.7	28.9	65.1	6.3	71.5	34.6	8.2	42.7	51.1	28.8
29 奈良県	85.8	5.9	91.8	66.2	16.9	83.1	78.5	10.0	88.6	29.2	20.1	49.3	15.1	14.6	29.7	64.4	3.2	67.6	36.5	0.9	37.4	58.2	27.2
30 和歌山県	89.7	2.4	92.1	84.2	6.2	90.4	89.7	2.4	92.1	26.5	23.0	49.5	12.0	17.2	29.2	58.4	5.5	63.9	26.1	2.4	28.5	49.7	28.0
31 鳥取県	100.0	0.0	100.0	98.1	1.9	100.0	100.0	0.0	100.0	77.2	8.2	85.4	22.8	15.8	38.6	100.0	0.0	100.0	6.3	0.0	6.3	65.1	41.4
32 島根県	96.2	0.4	96.6	87.8	3.4	91.2	97.7	1.1	98.9	49.2	14.5	63.7	18.7	20.2	38.9	77.5	1.1	78.6	35.1	4.2	39.3	64.7	41.6
33 岡山県	94.4	0.7	95.1	90.9	2.8	93.7	97.0	0.2	97.2	56.3	14.3	70.6	30.1	18.7	48.8	58.4	7.5	65.9	36.2	5.1	41.4	50.9	31.2
34 広島県	100.0	0.0	100.0	83.0	12.2	95.2	100.0	0.0	100.0	53.4	17.2	70.6	36.0	21.8	57.8	56.4	13.3	69.7	20.9	4.4	25.2	50.8	26.6
35 山口県	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	43.1	14.7	57.8	71.9	3.9	75.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
36 徳島県	100.0	0.0	100.0	93.7	4.1	97.7	100.0	0.0	100.0	32.9	18.0	50.9	14.9	23.0	37.8	76.6	2.3	78.8	44.1	1.8	45.9	59.5	43.2
37 香川県	99.0	0.0	99.0	92.1	6.8	99.0	100.0	0.0	100.0	23.0	35.6	58.6	9.4	28.3	37.7	69.1	3.7	72.8	28.8	3.7	32.5	40.0	24.7
38 愛媛県	97.0	3.0	100.0	89.8	9.7	99.4	95.6	2.5	98.1	40.4	23.8	64.3	4.2	19.1	23.3	31.6	19.1	50.7	9.1	9.1	18.3	50.5	30.2
39 高知県	88.8	2.3	91.1	88.4	11.6	100.0	100.0	0.0	100.0	27.4	18.9	46.3	13.9	19.7	33.6	68.7	3.5	72.2	33.6	3.5	37.1	52.7	31.3
40 福岡県	96.3	0.8	97.1	69.7	11.2	80.9	80.9	5.3	86.2	30.8	19.8	50.5	22.4	23.2	45.6	65.0	8.4	73.3	49.1	5.3	54.4	55.8	31.2
41 佐賀県	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	67.0	13.6	80.6	58.6	20.4	79.1	68.1	16.2	84.3	3.7	34.0	37.7	85.4	36.2
42 長崎県	95.7	2.3	98.0	88.9	7.6	96.5	98.7	1.0	99.7	24.7	19.9	44.6	11.6	23.7	35.3	69.5	6.5	76.1	29.0	5.5	34.5	63.2	56.0
43 熊本県	100.0	0.0	100.0	95.8	2.5	98.2	100.0	0.0	100.0	53.1	22.3	75.4	27.7	31.7	59.4	61.6	10.0	71.7	17.4	11.8	29.2	58.1	34.5
44 大分県	100.0	0.0	100.0	90.8	4.5	95.3	100.0	0.0	100.0	29.7	15.7	45.4	18.4	16.6	35.0	56.4	5.6	62.0	37.4	8.6	46.0	42.3	28.0
45 宮崎県	91.6	2.9	94.5	76.9	12.1	89.0	98.9	0.4	99.3	30.4	22.3	52.7	12.8	25.3	38.1	67.0	8.4	75.5	36.3	5.5	41.8	70.1	27.0
46 鹿児島県	98.1	1.2	99.3	83.6	12.0	95.6	95.8	2.9	98.7	25.6	22.1	47.7	10.5	26.1	36.6	58.9	17.5	76.4	13.0	4.4	17.4	53.6	27.0
47 沖縄県	89.2	5.4	94.6	79.2	12.5	91.8	98.2	0.4	98.6	20.1	28.0	48.0	14.3	27.2	41.6	60.2	16.1	76.3	34.8	17.6	52.3	57.0	23.5
48 札幌市	100.0	0.0	100.0	91.9	2.9	94.7	100.0	0.0	100.0	43.5	15.3	58.9	33.5	17.2	50.7	65.6	3.8	69.4	31.6	9.6	41.1	45.3	12.0
49 仙台市	100.0	0.0	100.0	85.7	5.6	91.3	100.0	0.0	100.0	73.0	23.0	96.0	36.5	27.0	63.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	66.0	39.4
50 さいたま市	100.0	0.0	100.0	85.0	5.0	90.0	100.0	0.0	100.0	49.0	22.0	71.0	27.0	15.0	42.0	57.0	9.0	66.0	0.0	3.0	3.0	31.2	12.5
51 千葉市	94.2	3.3	97.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	55.4	13.2	68.6	0.0	0.0	0.0	62.8	3.3	66.1	63.6	3.3	66.9	30.4	21.7
52 横浜市	100.0	0.0	100.0	91.4	4.3	95.7	100.0	0.0	100.0	37.8	22.1	59.9	0.0	0.0	0.0	15.5	5.7	21.2	8.6	8.6	17.2	32.1	13.2
53 川崎市	100.0	0.0	100.0	86.0	4.4	90.4	100.0	0.0	100.0	45.6	14.0	59.6	39.5	16.7	56.1	83.3	4.4	87.7	3.5	3.5	7.0	78.8	20.5
54 静岡市	95.3	2.3	97.7	90.7	4.7	95.3	100.0	0.0	100.0	46.5	22.1	68.6</											

(3-4) 都道府県市別集計表<中学校>

(%)

中学校	1) 校内委員会の設置			2) 実態把握の実施			3) 特別支援教育コーディネーターの指名			4) 個別の指導計画の作成			5) 個別の教育支援計画の作成			6) 巡回相談員の活用			7) 専門家チームの活用			8) 特別支援教育に関する教員研修の受講状況	
	設置済	設置予定	合計	実施済	実施予定	合計	指名済	指名予定	合計	作成済	作成予定	合計	作成済	作成予定	合計	活用済	活用予定	合計	活用済	活用予定	合計	受講済	受講予定
01 北海道	86.6	11.9	98.5	66.3	21.8	88.1	68.2	25.0	93.2	18.9	21.3	40.1	10.7	18.7	29.4	45.1	8.8	53.9	20.7	11.4	32.1	25.0	15.1
02 青森県	89.6	0.6	90.2	49.7	13.3	63.0	93.1	1.7	94.8	24.3	9.8	34.1	8.1	10.4	18.5	39.3	5.8	45.1	0.0	1.7	1.7	22.8	15.7
03 岩手県	99.5	0.0	99.5	76.8	8.6	85.4	100.0	0.0	100.0	16.7	16.7	33.3	10.1	12.6	22.7	58.6	2.5	61.1	30.8	2.5	33.3	18.7	13.8
04 宮城県	96.3	1.2	97.5	82.7	11.7	94.4	98.1	0.6	98.8	19.8	24.7	44.4	11.7	20.4	32.1	46.9	5.6	52.5	1.9	0.6	2.5	23.6	15.2
05 秋田県	97.0	3.0	100.0	100.0	0.0	100.0	90.2	9.8	100.0	31.6	29.3	60.9	8.3	22.6	30.8	53.4	9.0	62.4	33.8	6.8	40.6	26.8	16.3
06 山形県	95.2	1.6	96.8	79.0	9.7	88.7	99.2	0.8	100.0	31.5	28.2	59.7	24.2	20.2	44.4	42.7	7.3	50.0	17.7	0.8	18.5	26.7	17.4
07 福島県	100.0	0.0	100.0	92.1	5.8	97.9	100.0	0.0	100.0	24.6	17.9	42.5	15.8	16.7	32.5	47.1	4.6	51.7	25.8	2.9	28.8	25.7	18.2
08 茨城県	100.0	0.0	100.0	90.2	8.1	98.3	100.0	0.0	100.0	55.1	23.9	79.1	22.2	23.5	45.7	45.3	7.3	52.6	26.9	3.8	30.8	30.1	20.9
09 栃木県	98.8	0.6	99.4	82.9	9.4	92.4	99.4	0.0	99.4	61.2	15.9	77.1	13.5	11.2	24.7	48.8	1.8	50.6	29.4	2.4	31.8	30.6	19.0
10 群馬県	95.5	2.3	97.7	81.3	7.4	88.6	93.2	1.1	94.3	19.9	18.8	38.6	11.4	14.8	26.1	60.2	4.0	64.2	30.1	4.5	34.7	22.7	11.9
11 埼玉県	100.0	0.0	100.0	67.8	12.2	79.9	100.0	0.0	100.0	24.9	24.7	49.6	15.2	21.7	36.9	40.5	6.5	55.0	23.3	3.3	26.6	24.6	12.8
12 千葉県	100.0	0.0	100.0	73.6	12.0	85.6	100.0	0.0	100.0	40.5	21.8	62.3	16.6	22.7	39.3	45.7	7.1	52.8	17.5	4.0	21.5	25.9	13.2
13 東京都	90.8	7.2	98.0	69.8	13.1	82.9	89.0	7.3	96.3	24.6	21.6	46.2	11.2	21.2	32.3	44.2	7.0	51.2	23.2	7.0	30.2	33.7	19.6
14 神奈川県	78.7	3.2	81.9	51.1	12.7	63.8	67.9	7.7	75.6	26.7	13.6	40.3	25.3	13.6	38.9	62.0	6.8	68.8	29.4	4.1	33.5	27.2	14.8
15 新潟県	100.0	0.0	100.0	86.1	11.4	97.6	100.0	0.0	100.0	56.3	17.6	73.9	27.3	24.9	52.2	47.8	8.6	56.3	35.5	7.3	42.9	43.8	20.8
16 富山県	98.8	0.0	98.8	79.5	8.4	88.0	100.0	0.0	100.0	26.5	16.9	43.4	10.8	10.8	21.7	32.5	9.6	42.2	0.0	4.8	4.8	27.4	20.5
17 石川県	96.2	0.0	96.2	92.4	2.9	95.2	92.4	1.9	94.3	45.7	6.7	52.4	43.8	7.6	51.4	63.8	9.5	73.3	0.0	1.9	1.9	55.1	36.9
18 福井県	86.3	6.3	92.5	75.0	7.5	82.5	90.0	3.8	93.8	23.8	18.8	42.5	16.3	17.5	33.8	66.3	5.0	71.3	32.5	8.8	41.3	34.9	12.7
19 山梨県	89.8	3.1	92.9	68.4	17.3	85.7	92.9	5.1	98.0	16.3	19.4	35.7	13.3	18.4	31.6	4.1	17.3	21.4	14.3	14.3	28.6	40.8	15.2
20 長野県	100.0	0.0	100.0	80.5	8.2	88.7	100.0	0.0	100.0	56.4	9.7	66.2	42.1	14.9	56.9	76.4	6.7	83.1	46.2	4.1	50.3	25.9	12.2
21 岐阜県	98.4	0.0	98.4	86.0	3.6	89.6	96.4	0.5	96.9	30.6	13.0	43.5	20.2	16.1	36.3	52.9	6.2	58.5	29.0	8.3	37.3	27.6	16.4
22 静岡県	99.6	0.4	100.0	95.1	2.7	97.8	100.0	0.0	100.0	51.6	27.1	78.7	28.9	34.2	63.1	66.2	9.3	75.6	37.8	7.1	44.9	35.7	22.9
23 愛知県	97.4	0.0	97.4	87.2	7.6	94.7	83.2	3.6	86.8	35.5	19.1	54.6	24.0	22.4	46.4	42.8	6.3	49.0	28.9	3.0	31.9	48.1	20.2
24 三重県	90.0	1.8	91.8	76.5	8.2	84.7	90.6	1.2	91.8	31.8	24.1	55.9	18.8	24.7	43.5	42.4	9.4	51.8	26.5	6.5	32.9	31.5	21.7
25 滋賀県	100.0	0.0	100.0	97.0	2.0	99.0	100.0	0.0	100.0	58.0	22.0	80.0	25.0	28.0	53.0	67.0	7.0	74.0	44.0	8.0	52.0	65.4	40.5
26 京都府	97.0	1.0	98.0	81.0	14.0	95.0	98.0	0.0	98.0	56.0	21.0	77.0	17.0	30.0	47.0	53.0	6.0	59.0	34.0	12.0	46.0	46.9	19.2
27 大阪府	99.7	0.3	100.0	76.2	11.0	87.2	91.7	4.1	95.9	23.1	22.4	45.5	8.6	16.9	25.5	57.9	11.0	69.0	26.2	11.0	37.2	61.1	26.7
28 兵庫県	83.1	1.5	84.6	59.6	14.3	73.9	53.3	8.1	61.4	15.8	11.0	26.8	11.4	9.9	21.3	40.4	7.7	48.2	17.3	8.5	25.7	30.0	14.4
29 奈良県	81.3	7.5	88.8	54.2	18.7	72.9	85.0	5.6	90.7	25.2	16.8	42.1	16.8	11.2	28.0	54.2	8.4	62.6	31.8	4.7	36.4	38.2	17.1
30 和歌山県	83.9	1.5	85.4	64.2	9.5	73.7	86.9	1.5	88.3	13.9	15.3	29.2	8.0	12.4	20.4	50.4	5.1	55.5	16.1	4.4	20.4	31.5	16.3
31 鳥取県	100.0	0.0	100.0	90.2	3.3	93.4	100.0	0.0	100.0	37.7	24.6	62.3	14.8	21.3	36.1	100.0	0.0	100.0	8.2	0.0	8.2	51.0	26.7
32 島根県	88.8	2.8	91.6	76.6	6.5	83.2	96.3	1.9	98.1	30.8	18.7	49.5	14.0	22.4	36.4	58.9	8.4	67.3	23.4	4.7	28.0	47.8	30.4
33 岡山県	92.7	1.2	93.9	81.7	6.1	87.8	93.9	0.6	94.5	40.2	14.6	54.9	17.7	22.6	40.2	38.4	8.5	47.0	23.2	6.1	29.3	29.6	13.4
34 広島県	100.0	0.0	100.0	73.3	20.9	94.1	100.0	0.0	100.0	35.8	24.1	59.9	22.5	27.8	50.3	36.9	15.5	52.4	10.2	7.0	17.1	43.3	16.2
35 山口県	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	34.3	15.1	49.4	69.9	1.8	71.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0
36 徳島県	100.0	0.0	100.0	84.4	6.7	91.1	100.0	0.0	100.0	23.3	20.0	43.3	20.0	17.8	37.8	66.7	5.6	72.2	43.3	3.3	46.7	44.2	31.3
37 香川県	87.8	2.7	90.5	79.7	13.5	93.2	100.0	0.0	100.0	20.3	14.9	35.1	12.2	14.9	27.0	40.5	1.4	41.9	16.2	0.0	16.2	18.6	9.2
38 愛媛県	95.3	2.7	98.0	78.4	16.2	94.6	93.2	4.1	97.3	28.4	30.4	58.8	2.0	18.2	20.3	22.3	13.5	35.8	8.8	8.1	16.9	39.9	21.9
39 高知県	82.6	3.3	86.0	71.9	28.1	100.0	100.0	0.0	100.0	17.4	16.5	33.9	8.3	11.6	19.8	59.5	2.5	62.0	28.9	3.3	32.2	34.5	19.9
40 福岡県	92.2	2.8	95.0	47.2	18.3	65.6	68.3	11.0	79.4	22.9	13.3	36.2	22.5	16.1	38.5	47.7	8.7	56.4	30.3	4.1	34.4	37.5	17.3
41 佐賀県	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	45.7	18.1	63.8	47.9	19.1	67.0	67.0	18.1	85.1	6.4	25.5	31.9	66.2	22.9
42 長崎県	97.4	1.5	99.0	83.2	8.2	91.3	98.5	0.5	99.0	16.8	13.8	30.6	10.7	11.2	21.9	56.6	7.7	64.3	20.4	5.1	25.5	52.3	42.7
43 熊本県	100.0	0.0	100.0	86.5	11.9	98.4	100.0	0.0	100.0	42.2	31.4	73.5	28.1	37.8	65.9	53.5	16.8	70.3	17.8	13.0	30.8	42.4	22.2
44 大分県	100.0	0.0	100.0	69.9	8.4	78.3	100.0	0.0	100.0	16.1	9.1	25.2	8.4	11.9	20.3	49.0	7.0	55.9	25.2	7.0	32.2	24.0	12.3
45 宮崎県	93.6	2.9	96.4	68.6	20.0	88.6	93.3	0.0	99.3	14.3	26.4	40.7	8.6	17.1	25.7	52.9	9.3	62.1	31.4	6.4	37.9	35.7	16.2
46 鹿児島県	96.2	3.4	99.6	74.7	23.0	97.7	94.0	3.4	97.4	21.1	18.1	39.2	13.2	20.0	33.2	50.6	18.5	69.1	15.5	6.0	21.5	31.6	15.0
47 沖縄県	82.1	8.3	90.4	69.9	11.5	81.4	96.8	1.3	98.1	16.7	22.4	39.1	15.4	21.2	36.5	50.6	10.3	60.9	20.5	12.8	33.3	37.0	12.2
48 札幌市	100.0	0.0	100.0	81.0	6.0	87.0	100.0	0.0	100.0	24.0	13.0	37.0	21.0	10.0	31.0	51.0	3.0	54.0	24.0	9.0	33.0	31.9	9.6
49 仙台市	100.0	0.0	100.0	82.8	10.9	93.8	100.0	0.0	100.0	45.3	40.6	85.9	21.9	43.8	65.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	55.5	27.3
50 さいたま市	100.0	0.0	100.0	69.6	5.4	75.0	100.0	0.0	100.0	23.2	23.2	46.4	19.6	16.1	35.7	41.1	3.6	44.6	0.0	0.0	0.0	21.1	7.9
51 千葉市	78.6	7.1	85.7	100.0	0.0	100.0	94.6	1.8	96.4	26.8	21.4	48.2	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	30.4	1.8	32.1	17.2	9.7
52 横浜市	100.0	0.0	100.0	72.6	10.3	82.9	100.0	0.0	100.0	16.4	11.6	28.1	0.0	0.0	0.0	2.7	6.8	9.6	2.1	13.7	15.8	14.0	6.9
53 川崎市	100.0	0.0	100.0	60.8	7.8	68.6	100.0	0.0	100.0	29.4	15.7	45.1	19.6	23.5	43.1	51.0	3.9	54.9	5.9	3.9	9.8	61.1	11.3
54 静岡市	100.0	0.0	100.0	81.0	4.8	85.7	100.0	0.0	100.0	33.3	19.0	52.4	33.3	9.5	42.9	45.2	2.4	47.6	28.6	2.4	31.0	19.5	9.6
55 名古屋市	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	1																	

(3-5)都道府県市別集計表<高等学校>

(%)

高等学校	1)校内委員会の設置			2)実態把握の実施			3)特別支援教育コーディネーターの指名			4)個別の指導計画の作成			5)個別の教育支援計画の作成			6)巡回相談員の活用			7)専門家チームの活用			8)特別支援教育に関する教員研修の受講状況	
	設置済	既済予定	合計	実施済	実施予定	合計	指名済	指名予定	合計	作成済	作成予定	合計	作成済	作成予定	合計	活用済	活用予定	合計	活用済	活用予定	合計	受講済	受講予定
01 北海道	18.3	3.0	21.3	36.6	4.5	41.0	8.2	4.9	13.1	2.6	3.4	6.0	2.6	2.6	5.2	11.2	6.0	17.2	6.0	3.4	9.3	9.5	2.9
02 青森県	15.1	0.0	15.1	12.3	2.7	15.1	5.5	0.0	5.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	1.4	4.1	0.0	4.1	4.6	2.0
03 岩手県	58.2	5.1	63.3	32.9	8.9	41.8	77.2	2.5	79.7	2.5	5.1	7.6	5.1	5.1	10.1	17.7	5.1	22.8	21.5	5.1	26.6	17.9	8.5
04 宮城県	7.1	1.2	8.2	12.9	5.9	18.8	2.4	0.0	2.4	1.2	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	5.9	2.4	8.2	0.0	0.0	0.0	6.3	2.5
05 秋田県	46.6	1.7	48.3	29.3	1.7	31.0	24.1	0.0	24.1	1.7	6.9	8.6	1.7	5.2	6.9	12.1	0.0	12.1	10.3	0.0	10.3	14.9	12.8
06 山形県	37.7	1.9	39.6	26.4	3.8	30.2	1.9	0.0	1.9	0.0	3.8	3.8	0.0	3.8	3.8	17.0	1.9	18.9	3.8	0.0	3.8	9.6	2.9
07 福島県	100.0	0.0	100.0	43.8	8.3	52.1	100.0	0.0	100.0	7.3	7.3	14.6	7.3	4.2	11.5	33.3	5.2	38.5	24.0	5.2	29.2	14.0	6.9
08 茨城県	6.2	2.7	8.8	24.8	3.5	28.3	6.2	1.8	8.0	4.4	11.5	15.9	2.7	6.2	8.8	9.7	2.7	12.4	2.7	3.5	6.2	11.3	7.1
09 栃木県	18.9	0.0	18.9	20.3	0.0	20.3	6.8	0.0	6.8	1.4	1.4	2.7	4.1	1.4	5.4	10.8	0.0	10.8	10.8	0.0	10.8	3.3	1.9
10 群馬県	7.7	5.1	12.8	26.9	6.4	33.3	3.8	2.6	6.4	3.8	1.3	5.1	2.6	2.6	5.1	47.4	0.0	47.4	1.3	0.0	1.3	7.3	4.9
11 埼玉県	9.0	0.0	9.0	9.0	0.0	9.0	2.6	0.6	3.2	0.6	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	9.6	0.6	10.3	2.6	0.0	2.6	7.2	1.8
12 千葉県	13.5	2.1	15.6	29.8	2.8	32.6	7.8	1.4	9.2	5.7	1.4	7.1	3.5	2.1	5.7	10.6	1.4	12.1	3.5	0.7	4.3	12.7	4.9
13 東京都	10.1	1.0	11.1	26.1	11.6	37.7	10.1	0.5	10.6	3.4	2.4	5.8	3.9	1.4	5.3	27.1	1.4	28.5	10.1	1.9	12.1	2.6	1.6
14 神奈川県	21.4	2.6	24.0	38.3	3.2	41.6	24.0	3.2	27.3	2.6	0.6	3.2	2.6	0.6	3.2	32.5	1.3	33.8	16.9	0.6	17.5	9.9	6.5
15 新潟県	6.5	0.0	6.5	14.0	2.8	16.8	3.7	0.0	3.7	1.9	2.8	4.7	0.9	1.9	2.8	7.5	0.0	7.5	5.6	0.9	6.5	8.8	5.1
16 富山県	20.8	4.2	25.0	18.8	6.3	25.0	10.4	2.1	12.5	6.3	6.3	12.5	6.3	6.3	12.5	20.8	6.3	27.1	0.0	8.3	8.3	8.4	4.1
17 石川県	35.3	2.0	37.3	35.3	3.9	39.2	17.6	2.0	19.6	5.9	2.0	7.8	5.9	2.0	7.8	25.5	3.9	29.4	0.0	3.9	3.9	30.9	17.6
18 福井県	12.5	0.0	12.5	56.3	0.0	56.3	9.4	0.0	9.4	3.1	0.0	3.1	0.0	0.0	0.0	12.5	3.1	15.6	12.5	0.0	12.5	7.8	5.0
19 山梨県	8.8	2.9	11.8	8.8	2.9	11.8	2.9	0.0	2.9	0.0	5.9	5.9	2.9	5.9	8.8	2.9	2.9	5.9	8.8	5.9	14.7	19.7	5.4
20 長野県	24.2	1.1	25.3	45.1	4.4	49.5	5.5	1.1	6.6	4.4	5.5	9.9	9.9	1.1	11.0	28.6	1.1	29.7	12.1	1.1	13.2	10.7	3.4
21 岐阜県	8.7	1.4	10.1	24.6	2.9	27.5	8.7	5.8	14.5	4.3	0.0	4.3	2.9	1.4	4.3	34.8	1.4	36.2	13.0	0.0	13.0	22.8	6.8
22 静岡県	11.8	3.9	15.7	17.6	6.9	24.5	9.8	2.9	12.7	1.0	6.9	7.8	0.0	3.9	3.9	16.7	2.0	18.6	8.8	2.9	11.8	13.2	4.4
23 愛知県	13.8	1.3	15.1	9.4	0.6	10.1	5.7	0.6	6.3	0.0	0.6	0.6	0.0	0.6	0.6	8.2	1.3	9.4	3.8	0.6	4.4	2.1	2.0
24 三重県	12.3	7.7	20.0	30.8	3.1	33.8	6.2	0.0	6.2	1.5	1.5	3.1	3.1	0.0	3.1	18.5	0.0	18.5	0.0	0.0	0.0	5.7	1.9
25 滋賀県	63.3	2.0	65.3	30.6	10.2	40.8	46.9	2.0	49.0	4.1	6.1	10.2	4.1	6.1	10.2	24.5	6.1	30.6	0.0	4.1	4.1	23.5	6.3
26 京都府	29.1	1.8	30.9	25.5	5.5	31.0	14.5	1.8	16.4	7.3	9.1	16.4	5.5	3.6	9.1	27.3	7.3	34.5	14.5	7.3	21.8	80.0	16.0
27 大阪府	47.5	2.5	50.0	42.0	1.9	43.8	22.2	1.9	24.1	12.3	4.9	17.3	11.7	3.7	15.4	36.4	0.6	37.0	19.1	0.0	19.1	25.8	5.4
28 兵庫県	19.5	3.8	23.3	23.3	5.7	28.9	7.5	3.8	11.3	1.9	2.5	4.4	3.1	1.3	4.4	10.1	0.6	10.7	10.1	2.5	12.6	18.0	6.7
29 奈良県	24.0	4.0	28.0	26.0	4.0	30.0	26.0	6.0	32.0	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	2.0	16.0	8.0	24.0	4.0	2.0	6.0	21.3	4.2
30 和歌山県	32.6	6.5	39.1	39.1	4.3	43.5	19.6	6.5	26.1	2.2	10.9	13.0	2.2	6.5	8.7	37.0	2.2	39.1	15.2	0.0	15.2	16.8	8.4
31 鳥取県	25.0	8.3	33.3	58.3	0.0	58.3	37.5	8.3	45.8	4.2	0.0	4.2	4.2	0.0	4.2	8.3	4.2	12.5	0.0	0.0	0.0	31.4	7.8
32 島根県	33.3	7.1	40.5	76.2	2.4	78.6	19.0	11.9	31.0	2.4	7.1	9.5	0.0	4.8	4.8	33.3	2.4	35.7	16.7	4.8	21.4	31.9	6.6
33 岡山県	31.2	5.2	36.4	23.4	6.5	29.9	9.1	11.7	20.8	7.8	6.5	14.3	5.2	5.2	10.4	23.4	3.9	27.3	13.0	3.9	16.9	20.9	7.2
34 広島県	9.7	0.0	9.7	19.4	0.0	19.4	7.5	0.0	7.5	4.3	2.2	6.5	1.1	1.1	2.2	5.4	2.2	7.5	0.0	1.1	1.1	8.5	1.9
35 山口県	42.7	12.0	54.7	100.0	0.0	100.0	61.3	8.0	69.3	9.3	5.3	14.7	5.3	5.3	10.7	32.0	2.7	34.7	14.7	1.3	16.0	100.0	100.0
36 徳島県	100.0	0.0	100.0	70.0	10.0	80.0	100.0	0.0	100.0	22.5	12.5	35.0	17.5	10.0	27.5	52.5	5.0	57.5	45.0	2.5	47.5	40.8	9.2
37 香川県	14.3	0.0	14.3	20.0	11.4	31.4	0.0	2.9	2.9	2.9	2.9	5.7	0.0	2.9	2.9	25.7	2.9	28.6	8.6	2.9	11.4	34.2	7.8
38 愛媛県	10.9	0.0	10.9	21.9	0.0	21.9	7.8	0.0	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.4	0.0	9.4	3.1	0.0	3.1	10.6	2.1
39 高知県	26.2	2.4	28.6	28.6	2.4	31.0	19.0	2.4	21.4	4.8	7.1	11.9	0.0	4.8	4.8	26.2	2.4	28.6	9.5	2.4	11.9	33.9	10.1
40 福岡県	20.0	5.2	25.2	21.7	9.6	31.3	9.6	3.5	13.0	2.6	0.9	3.5	0.9	3.5	4.3	10.4	6.1	16.5	5.2	2.6	7.8	19.3	6.8
41 佐賀県	100.0	0.0	100.0	48.7	12.8	61.5	100.0	0.0	100.0	7.7	15.4	23.1	5.1	15.4	20.5	89.7	10.3	100.0	5.1	12.8	17.9	68.1	9.1
42 長崎県	20.9	0.0	20.9	20.9	0.0	20.9	9.0	1.5	10.4	3.0	3.0	6.0	3.0	1.5	4.5	23.9	1.5	25.4	10.4	0.0	10.4	17.4	7.0
43 熊本県	20.6	4.8	25.4	19.0	4.8	23.8	9.5	1.8	11.1	0.0	4.8	4.8	0.0	3.2	3.2	17.5	3.2	20.6	0.0	1.6	1.6	18.8	8.3
44 大分県	82.5	8.8	91.2	40.4	8.8	49.1	82.5	3.5	86.0	3.5	0.0	3.5	3.5	10.5	14.0	33.3	5.3	38.6	12.3	1.8	14.0	17.2	7.8
45 宮崎県	22.2	0.0	22.2	26.7	4.4	31.1	8.9	0.0	8.9	2.2	0.0	2.2	4.4	0.0	4.4	31.1	8.9	40.0	11.1	2.2	13.3	31.9	9.9
46 鹿児島県	17.6	2.4	20.0	17.6	2.4	20.0	4.7	0.0	4.7	0.0	1.2	1.2	0.0	0.0	0.0	10.6	12.9	23.5	0.0	5.9	5.9	13.2	2.5
47 沖縄県	45.2	3.2	48.4	54.8	9.7	64.5	59.7	1.6	61.3	3.2	11.3	14.5	1.6	12.9	14.5	11.3	9.7	21.0	14.5	9.7	24.2	14.6	5.8
48 札幌市	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5	12.5	0.0	12.5	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	6.0	0.9
49 仙台市	50.0	16.7	66.7	16.7	33.3	50.0	100.0	0.0	100.0	0.0	33.3	33.3	16.7	16.7	33.3	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	3.0	0.8
50 さいたま市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
51 千葉市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
52 横浜市	0.0	0.0	0.0	33.3	11.1	44.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
53 川崎市	40.0	20.0	60.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0	3.4	0.6
54 静岡市	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4
55 名古屋市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.9	5.7
56 京都市	33.3	0.0	33.3	88.9	0.0	88.9	11.1	0.0	11.1	11.1	0.0	11.1	11.1	0.0	11.1	11.1	0.0	11.1	33.3	0.0	33.3	9.8	0.8
57 大阪市	21.7	13.0	34.8	21.7	8.7	30.4	21.7	13.0	34.8	8.7	8.7	17.4											

(4)「特別支援教育体制推進事業」指定地域内・外別集計表

調査項目	指定地域内						指定地域外								
	幼稚園 H16 (H17)	小学校 H16 (H17)	中学校 H16 (H17)	高等学校 H16 (H17)	全体 H16 (H17)	幼稚園 H16 (H17)	小学校 H16 (H17)	中学校 H16 (H17)	高等学校 H16 (H17)	全体 H16 (H17)	幼稚園 H16 (H17)	小学校 H16 (H17)	中学校 H16 (H17)	高等学校 H16 (H17)	全体 H16 (H17)
1) 校内委員会の設置	設置済	34.6	96.6	84.9	26.2	183.0	30.7	94.5	96.0	56.0	78.5	23.7	96.0	77.2	84.7
	設置予定	5.2	1.7	3.4	2.2	2.3	7.1	2.2	2.2	6.3	2.4	2.3	2.3	2.4	2.4
合計	39.8	98.3	88.3	28.4	185.3	37.8	96.7	98.2	58.3	80.9	80.9	26.0	98.3	87.1	
2) 要配慮児童の受入れ	実施済	64.2	37.3	77.8	76.8	29.0	60.1	76.1	93.9	29.8	73.8	29.8	93.9	71.3	
	実施予定	5.6	6.8	12.9	11.5	4.3	6.0	10.4	12.5	4.8	6.9	4.8	12.5	12.8	
合計	69.8	44.1	90.7	88.3	33.3	66.1	70.5	86.5	106.4	34.6	80.7	34.6	106.4	84.1	
3) 特別支援教育コーディネーターの指名	指名済	34.8	95.1	92.4	83.4	21.1	23.4	87.6	93.9	15.2	72.4	15.2	93.9	68.4	
	指名予定	4.8	2.9	4.0	3.7	2.2	6.5	4.2	5.4	2.4	3.6	2.4	5.4	6.7	
合計	39.7	98.0	96.4	87.1	23.3	29.9	30.9	91.8	99.3	17.6	76.0	17.6	99.3	75.1	
4) 個別の指導計画の作成	作成済	20.2	43.8	34.6	30.9	3.6	15.5	29.1	23.3	3.6	30.1	3.6	23.3	27.6	
	作成予定	8.1	19.8	29.2	19.9	4.2	7.3	20.3	21.0	3.0	15.9	3.0	21.0	20.2	
合計	28.2	63.5	63.8	50.8	7.9	12.8	22.8	43.3	44.3	6.6	46.0	6.6	44.3	47.8	
5) 個別の教育支援計画の作成	作成済	11.3	20.5	14.6	17.2	2.8	9.6	19.2	13.9	3.5	17.0	3.5	13.9	13.9	
	作成予定	7.9	21.4	25.8	18.7	3.7	6.2	17.2	18.1	2.0	14.9	2.0	18.1	20.2	
合計	19.2	41.9	40.5	35.9	6.6	15.8	36.4	32.0	32.0	5.5	31.9	5.5	32.0	34.1	
6) 巡回相談員の活用	活用済	62.0	65.8	58.6	51.4	19.3	58.7	47.5	40.0	20.0	55.5	20.0	40.0	42.1	
	活用予定	5.7	7.5	11.6	8.8	4.0	3.8	6.4	6.1	2.1	5.1	2.1	6.1	6.0	
合計	67.7	73.3	70.2	60.2	23.2	62.5	54.1	46.1	46.1	22.1	60.6	22.1	46.1	48.1	
7) 専門家のチームの活用	活用済	38.5	32.5	28.4	24.6	8.1	32.4	25.7	17.7	9.3	29.3	9.3	17.7	15.9	
	活用予定	4.3	7.0	12.4	7.1	2.9	3.9	4.7	6.8	1.4	4.1	1.4	6.8	6.6	
合計	42.8	39.5	40.8	31.8	11.0	36.3	30.4	24.5	24.5	10.7	33.4	10.7	24.5	22.5	
8) 特別支援教育に関する教員研修の受講状況	受講済	31.0	28.5	20.7	8.1	22.0	25.3	15.6	6.6	16.9	16.9	6.6	6.6	6.6	
	行政府等受入研修	26.1	16.3	—	10.7	2.7	21.3	—	—	9.4	—	—	—	—	

※学校はいずれも公立校である。
 ※「済」は平成18年9月1日現在で既に実施している学校の割合、「予定」は平成18年度未だに実施する予定がある学校の割合を示す。
 ※()内は、平成16/17年度に実施した調査における学校の割合を示す(調査基準日:平成16/17年9月1日)。
 ※(1)~(7)は、指定地域内・外の教員数に占める割合を示すが、(8)は、全教員数に占める指定地域内外の受講者の割合を示す。
 ※「特別支援教育に関する教員研修の受講状況」のうち、「行政府等受入研修」については、「要請者」の内数である。
 ※「特別支援教育に関する教員研修の受講状況」については、平成15年4月1日~平成18年9月1日の間に研修を受講した教員の割合を示す。
 ※「—」は、「データなし」を示す。